

令 和 7 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第2回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和5年行政監査、令和6年定例監査、令和6年工事監査、令和6年財政援助団体等監査、令和6年行政監査、令和7年定例監査、令和6年度公営企業各会計決算審査及び令和6年度各会計歳入歳出決算審査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年12月2日

東京都監査委員 保坂 まさひろ
同 中村 ひろし
同 茂垣 之雄
同 後藤 靖子
同 小粥 純子

目 次

第1 措置の概要	1
1 措置状況	1
2 主な措置事例	3
第2 通知の内容	7
1 是正・改善措置等の概要	7
2 措置通知の一覧	9
3 講じた措置の概要	13
令和5年行政監査	13
令和6年定例監査	22
令和6年工事監査	31
令和6年財政援助団体等監査	34
令和6年行政監査	42
令和7年定例監査	49
令和6年度公営企業各会計決算審査	86
令和6年度各会計歳入歳出決算審査	87

第1 措置の概要

1 措置状況

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望をした事項について、年2回、指摘等を受けた知事等関係機関（各局等）がどのような措置を行っているか報告を求め、各局等が講じた措置を公表している。

「令和7年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）」は、各局等が令和7年4月から同年10月までに講じた措置内容について取りまとめたものである。

表1のとおり、前回令和7年第1回報告（令和7年6月公表）で未改善とされた令和5年及び令和6年の監査における指摘等52件に、今回新規に措置対象となった令和7年定例監査などの指摘等90件を加え、合わせて142件のうち、75件が改善され、残る未改善67件は次回以降に措置される予定である。

また、監査種別ごとの措置状況は、次ページ表2のとおりである。

（表1）現在の措置状況

前回未改善 (a)	今回新規分 (b)	今回措置対象 (c=a+b)	今回改善済 (d)	未改善 (e=c-d)
52	90	142	75	67

監査の指摘等に対し知事等が講じた是正・再発防止や改善といった措置のうち、都民に監査を知りていただく上で参考となる主な事例を、3ページ以降に掲げている。

- 公の施設の指定管理業務と委託業務との区分を明確にし、委託料の精算を適正に行わせたもの（令和5年行政監査）
- 建設仮勘定の過大計上について、全件を点検し、自ら発見した案件と併せて適切な処理を実施したもの（令和6年度決算審査）など

今後、各局等には、本報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る誤りや、繰り返し起り得る誤りについて、実効性ある再発防止又は未然防止の対策を講じることを期待する。

また、こうした措置内容を公表することにより、都の監査に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表2) 監査種別ごとの措置状況

(単位:件)

監査実施年	監査種別	監査実施期間	結果内訳	指摘等件数A	前回までに改善済B	今回措置対象C=A-B	今回改善済D	未改善C-D	
令和5年	財政援助団体等監査	令和5.9.4～令和6.2.1	指摘	48	47	1	—	1	
			意見・要望	2	2	—	—	—	
		計		50	49	1	—	1	
	行政監査	令和5.9.4～令和6.2.1	指摘	20	17	3	3	—	
			意見・要望	16	12	4	4	—	
		計		36	29	7	7	—	
令和6年	定例監査	令和6.1.5～令和6.9.5	指摘	58	52	6	6	—	
			意見・要望	5	4	1	1	—	
		計		63	56	7	7	—	
	工事監査	令和6.1.9～令和7.1.9	指摘	22	20	2	2	—	
			意見・要望	—	—	—	—	—	
		計		22	20	2	2	—	
	財政援助団体等監査	令和6.9.9～令和7.1.30	指摘	40	15	25	5	20	
			意見・要望	2	—	2	1	1	
		計		42	15	27	6	21	
	行政監査	令和6.9.9～令和7.1.30	指摘	4	1	3	2	1	
			意見・要望	5	—	5	4	1	
		計		9	1	8	6	2	
前回未改善			指摘	192	152	40	18	22	
			意見・要望	30	18	12	10	2	
			計	222	170	52	28	24	
令和7年	定例監査	令和7.1.7～令和7.9.4	指摘	55	—	55	28	27	
			意見・要望	11	—	11	6	5	
		計		66	—	66	34	32	
	公営企業各会計決算審査	令和7.6.2～令和7.9.4	指摘	1	—	1	1	—	
			意見・要望	—	—	—	—	—	
		計		1	—	1	1	—	
	各会計歳入歳出決算審査	令和7.7.7～令和7.9.4	指摘	23	—	23	12	11	
			意見・要望	—	—	—	—	—	
		計		23	—	23	12	11	
今回新規分			指摘	79	—	79	41	38	
			意見・要望	11	—	11	6	5	
			計	90	—	90	47	43	
合計			指摘	271	152	119	59	60	
			意見・要望	41	18	23	16	7	
			計	312	170	142	75	67	

2 主な措置事例

監査の指摘等に対し知事等が講じた是正・再発防止や改善といった措置の中から、

- ① 経費の節減や収入の確保につながったもの、② 都民サービスの改善に直結するもの、③ 都民の安全・安心の確保に資するもの、④ 事務執行上の課題が大きいものなど、都民に監査を知つていただく上で参考となる事例を選定している。

公の施設の指定管理業務と委託業務との区分を明確にし、委託料の精算を適正に行わせたもの【①関連】

p. 15 産業労働局 No. 2 (令和5年行政監査)

指摘の概要

局は、多摩産業交流センターにおいて公の施設の指定管理業務を指定管理者に行わせるとともに、センター共用部分の管理運営等をこの指定管理者に委託している。

これらの業務の経理状況及び履行状況を確認したところ、指定管理業務と委託業務の区分経理が不適切であった。

このため、指定管理者に区分経理の適正化を求めるとともに、局に業務区分の明確化や指定管理者への指導徹底を求めた。

措置の概要

局は、令和4年度の指定管理業務・委託業務の精算額を確定し、指定管理者から令和6年度末までに2,007万円の返還を受けた。

また、指定管理者に行わせる指定管理業務と委託業務とを明確に区分し、令和7年度の管理運営実施計画に反映するとともに、委託業務については仕様書にも業務内容を明確に記述し、指定管理者への周知・指導を徹底した。

土地の用途の認定を修正の上、更正後の税額で納付を受けたもの【①関連】

p. 54 主税局 No. 34 (令和7年定例監査)

指摘の概要

固定資産税等の課税軽減措置の対象となる小規模住宅用地の認定について見たところ、用途認定の前提となる家屋の利用状況が、居住用から旅館又は店舗・事務所に変更されているものがあった。

これは、局が土地の利用状況の変更を把握できず、小規模住宅用地の認定をしたままでいたものであり、その結果、課税不足が生じていた。

そこで、実際の土地の利用状況に応じ、用途の認定を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、これらの土地の認定を非住宅用地に修正し、課税不足となっていた固定資産税等318万円を賦課徴収した。

また、旅館業の許可を受けている施設の敷地に対する取扱いを都税事務所に改めて周知するとともに、各都税事務所への巡回事務指導で適正な認定を行うよう指導するなど、再発防止の徹底を図った。

災害用備蓄品が不足することのないよう、契約を見直すとともに、更新計画を作成することとしたもの【②・③関連】

p. 45 総務局 No. 26 (令和6年行政監査)

意見・要望の概要

局は、帰宅困難者受入れのための都立一時滞在施設に、3日分の飲料水や食料等の備蓄品を配備し、その期限到来分の備蓄品も局が提供している。

しかしながら、一部の食料については、能登半島地震の影響により、例年より納品予定が遅くなったりすることもあり、備蓄分の回収から新規納品まで約3か月間備蓄品が不足する状態が生じていたことから、発災時に備蓄が不足することのないよう、計画的に更新するよう要望した。

措置の概要

局は、災害用備蓄品の更新に当たり、購入及び搬送契約を備蓄品の期限に応じて締結し、各都立一時滞在施設で回収と納品を同時に完了できるよう見直し、これにより、効率的かつ有効な備蓄品の更新を実現した。

また、令和8年度までの更新計画を策定し、各種契約スケジュール等を明記するとともに、毎年度、計画を更新していくこととした。

インフレスライド条項に基づく全ての契約変更申請に対し適切な契約変更を実施し、併せて制度の周知徹底及び適正運用を図ったもの【④関連】

p. 32 水道局 No. 16 (令和6年工事監査)

指摘の概要

局は、長期にわたる給水所の築造工事を行っており、これまで受注者から急激な物価変動に対応するインフレスライド条項に基づく契約金額の変更請求を4回受けていたが、これらを工期末にまとめて行うこととしていた。

制度の趣旨を踏まえ、受注者から契約金額の変更請求を受けた場合には、都度、契約変更を行う必要があることから、手続を適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、当該工事で受注者から当該条項に基づき行われた全ての契約金額変更請求に対し、適切な契約変更を実施し、履行を確認した部分の支払を完了した。

また、今後は、受注者と協力して速やかな契約変更を行うため、当該部における受注者との初回打合せで当該条項について書面により説明し、確認するとともに、制度の趣旨を継続的に周知徹底することとした。

工事（契約）変更手続について、PTや研修で指摘事例を取り上げ、制度理解の促進と再発防止を図ったもの【④関連】

p. 69 港湾局 No. 47 (令和7年定例監査)

指摘の概要

都工事施行規程では、二会計年度以上にわたる工事の工期末を含まない年度は、重要な変更を除き、年度末までに一括して工事（契約）変更することができる。

局は、令和5年度から同7年度にかけて旧晴海鉄道橋の遊歩道化工事を契約しており、本件契約を見たところ、令和6年6月と同年11月に鋼材数量を変更したにもかかわらず、令和6年度末までに契約変更手続をしていなかった。

そこで、契約変更手続を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、「局違算等再発防止対策検討PT」や監査結果説明会で本事例を取り上げ、局全体で本事例の再発防止の周知徹底を図った。

また、工事監督者向け研修の資料に契約変更手続を追加し、広く関係部署職員をこの研修に参加させることで注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。

建設仮勘定の過大計上について、全件を点検し、自ら発見した案件と併せて適切な処理を実施したもの【④関連】

p. 86 下水道局 No. 63 (令和6年度公営企業各会計決算審査)

指摘の概要

令和6年度末における建設仮勘定の内訳を見たところ、平成26年度の施設廃止により固定資産の除却処理を行い費用計上すべきであったポンプ所の構造物撤去や建物解体に係る費用を建設仮勘定に計上していた。

そこで、建設仮勘定の計上を適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、建設仮勘定全件について類似案件の有無を点検した結果、他の施設でも誤りがあったため、これら2施設に係る建設仮勘定について必要な固定資産の除却処理を行うとともに、令和7年度の固定資産除却費として計上した。

また、本事例を踏まえ、適正な執行科目について局内周知を行い、今後の事務処理の適正化を図った。

第2 通知の内容

1 是正・改善措置等の概要

今回、各局等から措置を講じた旨の通知があった事項（改善済事項）の措置区別件数（措置区分が複数含まれるものについては該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置63件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組88件、合計151件の改善措置が講じられた。

（表3）監査種別ごとの措置区別件数

監査実施年 監査種別	措置区分	1 是正・改善措置					2 再発防止の取組					合計
		ア	イ	ウ	エ	計	ア	イ	ウ	エ	計	
令和 5年	行政監査	-	-	-	6	6	-	-	1	-	1	7
		1	-	-	6	7	-	1	2	-	3	10
令和 6年	定例監査	-	3	-	1	4	-	2	1	-	3	7
		-	4	-	2	6	-	3	1	5	9	15
	工事監査	-	-	-	1	1	-	-	-	1	1	2
		-	-	-	1	1	-	-	1	2	3	4
	財政援助 団体等監査	-	1	-	1	2	2	-	1	1	4	6
		-	1	1	1	3	2	-	2	2	6	9
	行政監査	-	1	-	4	5	-	-	-	1	1	6
		-	1	-	5	6	-	-	-	3	3	9
令和 7年	定例監査	10	-	-	14	24	-	1	4	5	10	34
		11	-	1	15	27	-	2	18	26	46	73
	公営企業 各会計決算審査	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1
		-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	2
	各会計歳入歳出決算審査	-	-	8	-	8	-	-	1	3	4	12
		-	-	12	-	12	-	-	8	9	17	29
	合計	10	5	9	27	51	2	3	8	11	24	75
		12	6	15	30	63	2	6	32	48	88	151

（注1）措置区分の具体的な事項は、別注のとおり

（注2）上段（網掛あり）：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段（網掛なし）：措置区分が複数含まれるもの全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的な事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものと是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの

2 措置通知の一覧

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は、表4のとおりであり、頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4及び個別の概要にある「事項」のうち意見・要望事項には「※」を付けている。

また、表4及び個別の概要にある「措置区分」は、8ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには「◎」を、その他、該当するものには「○」を付けている。

さらに、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘等に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表4）措置通知一覧

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分						頁	
			1			2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
令和5年行政監査										
1	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社）	浜松町館及び台東館の管理運営業務の経理及び契約について適正化を図るべきもの					○	◎		13
2	産業労働局（多摩産業交流センター指定管理共同企業体）	多摩産業交流センターにおける指定管理業務及び業務委託の適正化を図るべきもの	○			◎				15
3	産業労働局	指定管理者制度の目的に沿った制度運用を行うべきもの			◎			○		16
4	スポーツ推進本部（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	※茶室の利用促進について			◎					18
5	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社、多摩産業交流センター指定管理共同企業体）	※利用者サービスの検証・分析の取組について			◎					19
6	産業労働局	※インターネット接続サービスの提供について			◎					20
7	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	※園内におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの取組について			◎					21
令和6年定例監査										
8	福祉局	福祉サービス第三者評価委託契約に係る仕様内容の見直しを行うべきもの					◎		○	22
9	中央卸売市場	関連事業者の内装等に起因する消防設備の不良箇所について指導した記録を作成するとともに早急な改善に向けて指導すべきもの	○					◎		23
10	交通局	支障物の移設工事を計画的かつ効率的に行うべきもの					◎		○	24
11	教育庁	（災害用備蓄品について） 非常災害時に備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検及び燃料の更新等を適切に行うべきもの	◎		○				○	25
12	教育庁	（非構造部材点検について） 非構造部材委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの	◎				○		○	26

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
13	教育庁	(非構造部材点検について) 非構造部材目視点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの	◎							○	28	
14	保健医療局	※(看護師等修学資金について) 滞納金の回収に向けた取組の強化について				◎				○	30	
令和6年工事監査												
15	水道局	建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成し工事を発注すべきもの								◎	31	
16	水道局	工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用に係る手続を適切に行うべきもの				◎			○	○	32	
令和6年財政援助団体等監査												
17	スポーツ推進本部(一般財団法人東京マラソン財団)	(財務に係る事務の統制について) 職員立替による経費の支払を行わないよう業務の手順を改めるべきもの							○	◎	34	
18	スポーツ推進本部(一般財団法人東京マラソン財団)	(財務に係る事務の統制について) 協賛物品について規程を定めるとともに出納管理を適正に行うべきもの	◎						○		36	
19	スポーツ推進本部(一般財団法人東京マラソン財団)	(計画的な事業の実施について) 「ONE TOKYO」のランニングイベントを計画的に行うべきもの				◎					37	
20	スポーツ推進本部(一般財団法人東京マラソン財団)	(計画的な事業の実施について) 方針を定めた上でランニングイベントにオプションを設定すべきもの				◎					38	
21	産業労働局(公益財団法人東京しごと財団)	敷金相当額の都補助金収入及び外部委託支出に関する会計処理を適正に行うべきもの		○				◎			39	
22	産業労働局(東京都中小企業団体中央会)	※業界活性化に向けた特別支援後のフォローについて			◎						40	
令和6年行政監査												
23	教育庁	ケア・コミッショナーを平時から選任すべきもの			○				○		42	
24	教育庁	帰宅困難者等の安全を確保できるよう家具類の転倒・落下防止対策を行うべきもの	◎						○		43	
25	総務局	※(一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての取組について) 一時滞在施設と避難所の受入スペースが重複した際の取扱いについて			◎						44	
26	総務局	※(備蓄品について) 備蓄品の更新について			◎						45	
27	総務局	※都立一時滞在施設に対する情報提供などの支援の充実強化について			◎						46	
28	教育庁	※(一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての取組について) 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての考え方を整理し学校の取組を支援することについて			◎				○		47	
令和7年定例監査												
29	総務局	交通誘導員を適正に配置させるとともに道路除草委託契約の積算を適切に行うべきもの						○		◎	49	
30	総務局	委託契約について書面による協議を適正に行うべきもの						◎		○	50	
31	デジタルサービス局	契約変更手続及び完了検査を適正に行うべきもの						◎	○		51	
32	主税局	(小規模住宅用地の認定について) 駐車場の用途に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	◎						○	○	52	
33	主税局	(小規模住宅用地の認定について) 駐車場の形状に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	◎						○	○	53	
34	主税局	(小規模住宅用地の認定について) 建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	◎						○	○	54	

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								貢	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
35	主税局	(小規模住宅用地の認定について) 併用住宅の建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	◎							○	56	
36	主税局	駐車場の用途に応じ小規模住宅用地及び一般住宅用地の認定を適正に行うべきもの	◎						○	○	58	
37	主税局	同一画地の認定を適正に行うべきもの	◎						○	○	59	
38	主税局	未登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	◎						○		60	
39	主税局	増築に係る課税を適正に行うべきもの	◎						○		61	
40	環境局	掲載するURL等について十分に確認を行った上で、パンフレットを作成すべきもの			◎			○			62	
41	福祉局	モルタル補修工事等に係る契約手続を適正に行うべきもの						◎	○		63	
42	福祉局	生活困窮者自立支援事業業務委託契約に係る物品管理事務手続を適切に行うべきもの						◎	○		64	
43	保健医療局	授業料に係る債権の管理を適切かつ効果的に行うべきもの			◎				○		65	
44	産業労働局	授業料に係る滞納債権の催告を行うべきもの	○		○			○	○		66	
45	中央卸売市場	市場施設の返還等に係る例外的な取扱いの承認を行う場合の意思決定手続を適正に行うべきもの			◎				○		67	
46	建設局	(道路通報システムの運用について) 投稿者に対し対応状況等を速やかに回答すべきもの			◎			○	○		68	
47	港湾局	鉄道橋遊歩道化工事に係る工事変更手続を適正に行うべきもの						○	○		69	
48	交通局	複数の工事契約をまとめることにより適切に契約手続を行うべきもの							◎		70	
49	水道局	草刈等作業委託契約に係る作業指示及び完了検査を適正に行うとともに、受託者及び会社を指導すべきもの	◎						○	○	71	
50	水道局	単価契約工事に係る検査を適正に行うとともに、会社に対して適切に指導すべきもの	◎						○	○	72	
51	水道局	水道料金・下水道料金減額申請書の紛失に係る事故対応等を適正に行うべきもの			◎			○	○		73	
52	下水道局	(管きよ維持補修工事契約について) 施工前に工事依頼を行うとともに、適切な所属年度により工事代金を支払うべきもの			○			◎	○		75	
53	下水道局	(管きよ維持補修工事契約について) 道路使用許可手続及び交通誘導警備員の配置を適正に行うよう指導すべきもの							◎		76	
54	下水道局	モバイルルーターの借上げに当たり需要を調査し使用状況を精査すべきもの			◎			○	○		77	
55	教育庁	(過払い給与返納金等の滞納整理事務について) 教職員の給与の過払い等に係る返納金について適正に債権管理を行うべきもの			◎				○		78	
56	教育庁	(過払い給与返納金等の滞納整理事務について) ガイドブックの記載を見直すとともに給与返納事務を適切に行うべきもの			◎				○		79	
57	子供政策連携室	※「こどもスマイルムーブメント」ホームページの絞込検索機能について			◎						80	
58	デジタルサービス局	※各報告書における事業の実施内容の表記について			◎						81	
59	交通局	(資産の利活用に係る募集の状況について) ※駐車場の運営について			◎						82	
60	交通局	(資産の利活用に係る募集の状況について) (構内営業について) ※専門店舗について			◎						83	
61	交通局	(資産の利活用に係る募集の状況について) (構内営業について) ※催事店舗について			◎						84	
62	教育庁	※部活動に係る外部指導者への研修について			◎						85	

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分						貢
			1			2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ

令和6年度公営企業各会計決算審査

63	下水道局	建設仮勘定を適正に計上すべきもの			◎				○	86
----	------	------------------	--	--	---	--	--	--	---	----

令和6年度各会計歳入歳出決算審査

64	総務局	債権が過大計上となっているもの			◎				○	87
65	デジタルサービス局	出資による権利が登載漏れとなっているもの			○				◎	87
66	生活文化局	債権が過大計上となっているもの			◎				○	88
67	福祉局	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの			◎				○	88
68	産業労働局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			○				◎	89
69	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの			○				◎	89
70	産業労働局	出資による権利が登載漏れとなっているもの			○				◎	90
71	建設局	物品が過大登載となっているもの			◎				○	90
72	港湾局	建物が過大登載となっているもの			◎				○	91
73	港湾局	建物が登載漏れとなっているもの			◎				○	92
74	教育庁	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	92
75	警視庁	収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	93

3 講じた措置の概要

【令和5年行政監査】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
1	産業労働局(公益財団法人東京都中小企業振興公社)	浜松町館及び台東館の管理運営業務の経理及び契約について適正化を図るべきもの	<p>浜松町館及び台東館における管理運営業務の経理状況及び履行状況について見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。</p> <p>a 指定管理業務の経理 事業報告書において、次のように、経理が明確かつ適正でないことに起因して事業収支の妥当性が確認できない。</p> <p>① 事業収支の収入には自主事業が区分して計上されているが、支出には自主事業が区分されて計上されていない</p> <p>② 自動販売機などの自主事業に要する電気料について、子メーターを設置していないことなどから自主事業負担分が不明であるとして負担せず、指定管理業務の経費により支出している</p> <p>b 指定管理者への業務委託 次のように、履行の担保及び履行状況等の検証ができず、交付及びその精算の妥当性が確認できない。</p> <p>① 仕様書には、業務内容や仕様、実施時期に係る具体的な記載がない</p> <p>② 契約書において事業実施計画書等に基づき履行するものとしているが、事業実施計画書等と委託完了報告書の内容が相違しており、また、局は、事業実施計画書等を変更したとしているが、変更が確認できない</p> <p>③ インターネット設備の入替えについては、実施内容及び協議内容が不明であることから、自主事業により有料で提供しているインターネット接続サービスに係る費用負担との区分や、業務委託経費負担とすることの妥当性が確認できない</p> <p>(次頁へ続く)</p>	<p>誤りの発生原因是、区分経理など、指定管理業務における経理に係る指定管理者の確認及び局の把握・指導が不足していたことにあ</p> <p>る。</p> <p>局は、令和6年6月7日付けで指定管理者に、区分経理を明確にするなど適正な経理の実施について通知し、併せて指導を行った。</p> <p>指定管理者は、令和5年度及び令和6年度の事業収支において指定管理業務経費と自主事業経費の区分を行った。また、令和6年度の事業収支において、自動販売機などの電気料金を自主事業経費に計上した。【2-イ】</p> <p>局は令和6年度及び令和7年度の委託契約の仕様書に具体的な業務内容を記載した。また、令和6年度の委託契約に係る履行状況の確認、概算払による委託料の交付・精算を適正に行った。</p> <p>インターネット接続サービスの提供は指定管理者が自主事業で行うこととした。【2-ウ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
1	産業労働局(公益財団法人東京都中小企業振興公社)	浜松町館及び台東館の管理運営業務の経理及び契約について適正化を図るべきもの	<p>(前頁から)</p> <p>④ 概算払による業務委託契約経費の支払については、上記①～③に起因して、変更などが四半期の執行状況報告及び次期所要額に反映されておらず、履行確認が行えないことから、精算書の計算基礎が不明である</p> <p>指定管理業務については、局が、経理状況等を正確に把握し、区分経理や、収支に関する帳簿及び関係書類を備えて明確かつ適正な経理を行うよう、指定管理者を指導する必要がある。</p> <p>業務委託については、都の契約関係規程に基づき、委託業務内容の履行の担保及び仕様書等に照らした履行状況等の検証ができるよう、適正化を図り、概算払による委託料の交付及び精算を厳正に行う必要がある。</p> <p>指定管理者は、浜松町館及び台東館の管理運営業務に係る経理を適正に行われたい。</p> <p>局は、浜松町館及び台東館の管理運営業務の経理及び契約の適正化を図られたい。</p>						
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						○	◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
2	産業労働局(多摩産業交流センター指定管理共同企業体)	多摩産業交流センターにおける指定管理業務及び業務委託の適正化を図るべきもの	<p>多摩産業交流センターにおける管理運営業務の経理状況及び履行状況について見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。</p> <p>a 指定管理業務の経理について、事業収支の計上経費の根拠書類が確認できない、指定管理者負担分として算出された建物維持管理経費の額と事業収支の建物管理経費の額とが一致しないなど、また、業務委託については、委託料の精算額の根拠が確認できないなどの状況である。</p> <p>b 募集要項及び基本協定において指定管理業務としている業務が、業務委託契約により実施されているなど、指定管理業務と業務委託とが適正に区分されていない。また、開業準備関連業務に係る委託契約について、仕様書等に業務内容に係る具体的な記載がない、業務内容についても変更手続を行っていないなど、委託業務内容の履行の担保及び仕様書等に照らした履行状況等の検証ができない状況である。</p> <p>指定管理者は、指定管理業務と業務委託に係る会計経理を適正に行われたい。</p> <p>局は、多摩産業交流センターにおける指定管理業務と業務委託の区分を明確にし、協定及び契約関係規程に基づき、適正な手続を行うとともに、事業収支や委託経費を検証し、経理を適正に行うよう指定管理者を指導し、指定管理業務及び業務委託の適正化を図られたい。</p>	<p>局は、令和4年度の指定管理業務及び委託業務の精算額の確定を行い、令和6年度末までに適正に精算を行い、2,007万1,412円が返還された。【1-ア】</p> <p>また、令和5年度及び令和6年度の委託業務について、履行状況の確認、概算払による委託料の交付・精算を適正に行った。また、募集要項及び基本協定において指定管理業務としている業務につき改めて整理を行い、指定管理業務と委託業務について適正に区分を行い、令和7年度の年度計画において反映させた。【1-エ】</p> <p>局は、令和6年度及び令和7年度の委託契約の仕様書に具体的な業務内容を記載するとともに、令和6年5月17日付けで指定管理者に対して、適正な経理の実施について通知し、併せて指導を行った。【1-エ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
		○			◎				

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
3	産業労働局	指定管理者制度の目的に沿った制度運用を行うべきもの	<p>浜松町館、台東館及び多摩産業交流センターにおいて、指定管理者制度に関する指針に基づいた制度運用となっているか見たところ、適切でない点が認められた。</p> <p>a 年度計画の承認 指定管理者が作成した年度計画について、次のように、内容が適切でないにもかかわらず、局はこれを承認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務の項目や経費区分のみの記載となっており、事業計画に基づき年度ごとに実施する具体的な業務の内容やスケジュール等が分かららない ② 事業計画の内容に変更が生じた場合は、年度計画において反映させることとなっているが、変更内容が分かるものとなっていない <p>b 自主事業の計画 指定管理者が作成した自主事業の計画について、次のように、内容に不備があるにもかかわらず、局はこれを承認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 項目、事業規模、計画額、四半期ごとの予算額の記載のみであるため、自主事業の内容の詳細が分かららない ② 自主事業の支出が計上されておらず、費用負担が分かららない <p>c 事業報告書の確認 事業報告書について、次のように、事業報告書についての確認・分析を的確に行っておらず、必要な指導を行えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年度計画が適切なものとなっていないことから、報告された事業実績が適切であるか確認できない <p>(次頁へ続く)</p>	<p>誤りの発生原因は、指定管理者制度の目的及び趣旨の指定管理者による理解不足、及び局による年度計画・事業報告書などの確認・検証が不十分であったことにある。</p> <p>局は、令和6年3月6日付通知文及び同年6月7日付通知文により、指定管理者に対して、年度計画・事業報告書の適正な作成について通知し、併せて指導を行った。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>局は、指定管理者が提出した令和6年度の年度計画・具体策の内容を確認し、事業報告書についてそれらに則した内容であるとともに、自主事業の内容と支出が明確に記載されていることを確認した。指定管理者は、令和5年度及び令和6年度の事業収支において、指定管理業務経費と自主事業経費の区分を適正に行うとともに、物品整理簿の帰属区分を確認し、物品管理の適正化を行った。</p> <p>【1-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
3	産業労働局	指定管理者制度の目的に沿った制度運用を行うべきもの	<p>(前頁から)</p> <p>② 浜松町館及び台東館においては、事業収支に、指定管理者が負担すべき自主事業の費用が、長年にわたり指定管理業務経費として計上されているなど、指定管理業務の収支状況として妥当なものではない</p> <p>③ 浜松町館及び台東館においては、都の貸与物品や指定管理者の購入物品等について、帰属区分等が複数年にわたり誤っている</p> <p>④ 多摩産業交流センターにおいては、業務委託契約による初度調弁等の内容が確認できないため、物品管理状況が適切であるか確認できない</p> <p>指定管理者の業務管理に当たっては、指定管理者制度の目的及び趣旨を踏まえて、確認・検証及び指導・監督を適切に行う必要がある。</p> <p>局は、指定管理者制度の目的に沿った制度運用を行われた。</p>						
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎			○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
4	スポーツ推進本部(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ)	※茶室の利用促進について	<p>武道館における茶室の利用状況は、令和元年度以前は10%から20%程度と低く、コロナに見舞われた令和2年度以降は10%にも満たない状況であり、利用者についても1団体のみが主に利用している状況である。</p> <p>ところで、令和4年1月に都が公表したレガシービジョンは、武道館の戦略的活用として、「日本文化を伝えるスポーツ事業の展開(茶室なども活用した武道ツーリズムなど)」と記載されているが、監査日現在、武道館のホームページ等には、この事業について広報されていないことが認められた。これらのことについて、局及び指定管理者に確認したところ、レガシービジョンを受けて、日本文化の紹介と武道のすそ野拡大を図る「武道＆茶道体験事業」の実施を検討しているとしている。</p> <p>茶室については、現状の低い利用率を踏まえれば、武道ツーリズムなどと合わせた利用促進について、広報も含め早期の検討が有用と考えられる。局及び指定管理者は、茶室がある武道館の強みを活かし、茶室の利用促進について、広報も含め早期の検討を進めることが望まれる。</p>	<p>本件は、茶室の利用率が低い中で、利用促進に向けた対策が不十分だったものである。指定管理者は、令和7年3月28日に外国人を対象に、武道ツーリズムとして、浅草周辺の観光と合わせて武道の精神性を伝えるオリエンテーションと剣道・弓道・茶道の体験会を実施した。【1-エ】</p> <p>また、スポーツの日に開催された館内のイベントで、近隣大学の茶道サークルと協力して茶道体験会を実施した。今後も、茶道部がある近隣高校や足立区とも連携を図り、継続して利用促進に取り組んでいく。【1-エ】</p> <p>この他、茶室の利用促進を図るために、茶道の利用に加え、日本の伝統文化である囲碁・将棋盤等を購入し、囲碁・将棋の利用を促すチラシの館内掲示や広報誌「SUSIE SPORTS (Vol. 8)」にも広告を掲載する等、広報を強化した。【1-エ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		◎	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
5	産業労働局(公益財団法人東京都中小企業振興公社、多摩産業交流センター指定管理共同企業体)	※利用者サービスの検証・分析の取組について	<p>浜松町館、台東館及び多摩産業交流センターの各指定管理者が行っている利用者アンケート調査等の利用者サービスの検証・分析の取組について見たところ、次のような状況が認められた。</p> <p>a 3施設とも、アンケート調査の対象は、イベントや会議の主催者である施設の利用申込者等であり、イベントや会議のために本施設に来館した利用者を含めていない。</p> <p>b 多摩産業交流センターでは、アンケート調査実施方法は、メールによりアンケートを送付しメールでの返送を求めるものであり、令和4年度の回答者は29名、回答率は展示室利用申込者等の30%程度に留まる。</p> <p>c 館の利用について意見をより多く把握するための意見箱について、浜松町館では、設置場所の見直しや意見記入用紙の改善を要し、多摩産業交流センターでは設置されていない。</p> <p>各指定管理者は、アンケート調査の対象の拡大など、利用者サービスの検証・分析について、より一層の取組が望まれる。</p>	<p>指定管理者は、産業貿易センタ一台東館・浜松町館及び多摩産業交流センターにおいて、全ての施設利用者を対象としたアンケートを導入し、令和7年3月までのアンケートを集計し、利用者サービスの検証・分析を実施の上、局に報告した。【1-エ】</p> <p>多摩産業交流センター指定管理共同企業体は、回答数・回答率を向上させるため、局と協議の上、令和6年7月より二次元コードによるアンケートを、多摩産業交流センターにおいて開始した。【1-エ】</p> <p>浜松町館では、指定管理者が令和6年1月26日に意見箱の設置場所の見直し及び意見記入用紙の改善を行った。また、意見箱を認しやすいように、箱に「ご意見箱」と大きく表示した。多摩産業交流センターでは、指定管理者が令和5年11月10日に意見箱を新設した。【1-エ】</p> <p>局は、指定管理者においてアンケートを集計し、利用者サービスの検証・分析を実施の上、毎年度局に報告するよう通知した。それを踏まえ、各施設における要望及び要望への対応状況を確認し、利用者サービス改善に向けた課題を指定管理者と共有するとともに、解決策の検討を行った。【1-エ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎					

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
6	産業労働局	※インターネット接続サービスの提供について	<p>浜松町館、台東館及び多摩産業交流センターでは、各指定管理者が、事業計画書において、自主事業として、インターネット接続サービスを行うことを提案し、イベントや会議の主催者等から大容量通信を可能とするインターネット設備の利用希望がある場合は、有料又は無料で提供する事業を実施している。</p> <p>このインターネット接続サービスの提供について見たところ、局が、施設整備において、インターネット設備の整備を行い、各指定管理者は、このインターネット設備を利用し、自主事業としてインターネット接続サービスを行うに当たって、プロバイダー契約を締結するなどして、有料又は無料にて利用者に提供していることが認められた。</p> <p>また、イベント等のデジタル配信やオンライン会議等の推進など、社会経済情勢の変化を踏まえると、本施設におけるインターネット設備の必要性は高く、また、利用者アンケートにおいて、インターネット接続サービス無料化の要望もある。</p> <p>しかしながら、現在は、局が、本施設に必要な設備として、インターネット設備の整備を行っているにもかかわらず、その設備の利用については、指定管理者の自主事業としての提案に委ねられている状況である。このため、指定管理者からの提案がなければ、利用者が当該サービスの提供を受けられない可能性や、局が整備したインターネット設備が有効に使われない可能性がある状況となっている。</p> <p>局は、インターネット接続サービスが利用者に的確に提供されるよう、自主事業で行う場合の条件整備や指定管理業務での実施など、当該サービスの提供の取扱いについて、検討が望まれる。</p>	<p>局は、各所のインターネット接続サービスを自主事業で行うこととし、利用者に的確に提供されるよう、次期指定管理者募集要項及び募集要項別冊に明記の上、令和7年7月30日から公募を開始した。</p> <p>募集要項等の中では、インターネット接続サービスを利用希望者が確実に利用できるよう局と協議の上、指定管理業務に付随する業務として行うこと、実施に当たっては予め事業実施計画書に記載の上、局に提出し、利用条件等について局の確認を得ることを明記した。【1-エ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		◎	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約								講じた措置の概要
			措置区分								
7	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	※霊園におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの取組について	<p>指定管理者である協会は、靈園の日常的な維持管理における補修修繕のほか、緊急対応等経費による修繕、指定管理者の提案による改修などを実施しており、また、局に対して、各靈園の整備(改修等)要望を提出している。</p> <p>これらを踏まえ、各靈園について見たところ、次のような事例が認められた。</p> <p>a 青山靈園の立体埋蔵施設では、車椅子での通行の障害になると考えられる補修を要する段差があること、車椅子でのアクセスが容易ではない段差のある箇所の情報発信がないなど、施設の管理及び情報発信について配慮が不十分な点がある。</p> <p>b 谷中靈園及び雑司ヶ谷靈園では、車椅子使用者用駐車施設が設置されていないが、これに伴う対応についての情報発信が不十分である。</p> <p>c 多磨靈園では、車椅子使用者用駐車施設の場所を示す又は誘導する標識がない、長期収蔵施設の点字ブロック利用者の誘導案内等が不十分な箇所がある、管理事務所に至る経路のうち段差のない経路の案内がないなど、施設の管理及び情報発信について配慮が不十分な点がある。</p> <p>これらについては、今後の再整備や老朽化施設の更新等、あるいは、これまで実施している日常的な維持管理、緊急対応等経費による修繕及び指定管理者の提案による改修において、物理的バリアの解消を進めいくことが求められる。これに加えて、物理的バリアが解消されるまでの間、あるいは、靈園の諸条件(位置、地形、利用形態など)により、バリアを解消する施設整備が困難な場合において、利用案内等の情報面にバリアが生じないようにするとともに、人的支援による対応を行うなど、ソフト面からのバリアフリー化の取組の推進が不可欠である。</p> <p>バリアフリー化に当たっては、利用者の視点で検証を行い、情報や課題等を収集・蓄積し、今後の整備・改修等に反映・活用していくとともに、指定管理者と連携してハード・ソフト両面からのバリアフリー化について、より一層の取組が望まれる。</p> <p>局は、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化について、より一層の取組が望まれる。</p>	<p>a 公園緑地部は、青山靈園の立体埋蔵施設の段差について、協会へ解消指示を出し、協会は令和6年1月23日に段差解消を行った。</p> <p>b 部は、谷中靈園及び雑司ヶ谷靈園について、靈園の地形や施設規模上、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに基づく車椅子使用者用駐車施設の整備が困難であることから、情報発信について、利用者と管理運営者の両方の視点から内容及び方法を検討するよう令和6年1月30日付で協会に依頼した。これを踏まえ、協会は、靈園におけるバリアフリーに関する情報発信について検討し、駐車場に関する案内について、令和6年8月末にホームページを更新した。</p> <p>c 協会は、多磨靈園において管理所まで段差がなく通行できる経路の案内について、令和5年12月16日に正門周辺3か所に看板を設置した。</p> <p>また、部は、多磨靈園の車椅子使用者用駐車施設への誘導標識について、令和6年3月14日に正門周辺2か所に設置した。あわせて、多磨靈園の長期収蔵施設内の点字ブロックによる誘導表示について、令和7年8月5日に改修を完了した。</p> <p>部は、施設整備・改修を行う場合、公園サイン設計の手引きや東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを遵守するとともに、指定管理者との調整を通じて利用者の意見を取り入れた設計を行なべきことを令和6年1月29日及び同年2月1日開催の会議において東部・西部公園緑地事務所に周知した。また、令和6年5月20日開催の維持担当者会議において、指定管理者宛てにバリアフリー・マップを適切に更新し、バリアフリーの情報発信を適切に行なうよう指示した。【1-エ】</p>							
		1	2								
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
				◎							

〔令和6年定例監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
8	福祉局	福祉サービス第三者評価委託契約に係る仕様内容の見直しを行うべきもの	<p>北療育医療センターは、福祉サービス第三者評価を委託契約により行っている。</p> <p>本契約の業務は、利用者調査及び事業評価とその結果分析、事業者へのフィードバック等である。このうち利用者調査については、仕様書において利用者全数の保護者に対して調査票等を郵送により配布及び回収するものと定められている。</p> <p>利用者調査の履行状況について見たところ、保護者に対する調査票等の配布については、センターが自ら行っており、受託者に行わせていないことが認められた。このことについて、センターは、契約締結後に受託者と口頭で協議を行い、当該作業が個人情報を扱うことからセンター自ら行うこととし、毎年同じ手順で行っていたとしている。</p> <p>しかしながら、センターは、仕様書の内容を実際の業務内容に合わせて見直すことなく毎年契約を締結しており、適切でない。</p> <p>センターは、福祉サービス第三者評価委託契約に係る仕様内容の見直しを行われたい。</p>	<p>北療育医療センターは、福祉サービス第三者評価委託契約の利用者調査について、仕様書の内容を実際の業務内容に合わせて見直し、令和7年度契約を令和7年7月に締結した。【2-イ】</p> <p>誤りの発生原因は、契約事務に係る制度や手続についての担当者の認識不足である。</p> <p>そのため、障害者施策推進部は、令和6年8月26日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課・センターの担当まで周知の上、契約事務の適正化を図るよう注意喚起を行った。</p> <p>局は、令和6年9月18日付通知文により契約手続に関する注意事項を局内に通知するとともに、監査結果を周知した。また、令和6年10月11日に契約事務や事業担当者向けの契約事務等実務者研修を開催した。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		ウ	イ	エ
		◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
9	中央卸売市場	関連事業者の内装等に起因する消防設備の不良箇所について指導した記録を作成するとともに早急な改善に向けて指導すべきもの	<p>大田市場は、毎年度、消防法に基づき消防設備点検を行い、不良箇所については別途補修工事により改修している。また、場は関連事業者に対し、関連棟を内装等がない躯体だけの状態で使用許可し、事業に必要な内装等は関連事業者が整備している。このため、当該使用場所の消防設備が内装等により不良となっている場合は、関連事業者が補修を行うこととなる。</p> <p>令和4年度及び令和5年度消防用設備等点検結果報告書によると、関連事業者の内装等により十分に機能しないスプリンクラー設備がある。場は、これを令和5年3月末までに改修する旨の計画を消防署に提出していたにもかかわらず、監査日現在、改修されていない。</p> <p>場は、関連事業者に改修を指導しているとするが、指導の日時、相手先、内容等を記録しておらず、文書による指導も行っていないため、関連事業者の意思、指導にかかわらず改修しないことを、客観的に証することができない状態にある。</p> <p>場は、関連事業者の内装等に起因する消防設備の不良箇所について、指導記録を作成するとともに、早急な改善に向けて指導されたい。</p>	<p>大田市場は、対象となるスプリンクラー設備4件のうち2件については、不良状態を早急に改善するため、場が令和6年3月に改修工事を行った。残る2件についても、関連事業者に改修の指導を行い、令和6年10月に改修が完了していることを確認した。</p> <p>場が改修工事を行った設備については、原因者に係る調査等を行ったものの、前使用者が消防設備等を改変したことの事実関係を確認できず、原因者であるとは特定できなかった。また、総務局へ費用負担の法務相談も行ったが、仮に原因者が前使用者であったとしても、契約期間満了後、5年以上が経過しており、原状回復義務を理由とする債務不履行について、請求権は消滅している、と回答を得た。【1-イ】</p> <p>発生原因としてルールの明確化や徹底が不十分であったと考えられるため、管理部は、使用者が消防設備等を改変した場合は、施設返還時に原状回復が漏れることのないよう、使用許可台帳の「特記事項記載欄」へ改変事項を附記することを令和6年8月に局マニュアルへ追記したほか、令和7年6月4日付通知文により再発防止を各場に図った。【2-ウ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
		○					◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
10	交通局	支障物の移設工事を計画的かつ効率的に行うべきもの	<p>局は、老朽化した浅草線のトンネルの長寿命化について、平成23年度から令和11年度までの計画で取り組むとし、建設工務部及び馬込保線管理所が、各種の長寿命化工事を実施している。</p> <p>浅草線は、トンネル上部に、電路施設である碍子(がいし)、架線、支持物等の支障物が設置されていることから、長寿命化工事を実施するためには、電路施設を所管する車両電気部浅草線電気管理所が、あらかじめ支障物を移設する必要がある。</p> <p>電気管理所は、保線管理所からの通知に基づき、11件の支障物の移設工事を実施していた。</p> <p>これについて確認したところ、建設工務部及び保線管理所からの情報提供により、電気管理所は、令和5年度の移設対象区間を前年度から認識していることから、支障物の移設工事をある程度まとめて、計画的かつ効率的に、入札により実施することが可能だった。</p> <p>しかしながら、支障物の移設工事は、全ての案件が事業所長契約の上限金額である250万円以下の契約となっており、発注日が近接又は同一日になっているなどのことから、分割して発注する合理的な理由が認められず適正でない。</p> <p>電気管理所は、複数の案件をまとめ入札にすることで、より公平性・競争性・透明性が確保できることから、入札を想定した計画的な調整を行うべきである。</p> <p>電気管理所は、トンネル長寿命化工事に伴う支障物の移設工事に係る契約を、計画的かつ効率的に行われたい。</p>	<p>誤りの発生原因是、工事の工程調整や作業員の確保等に時間を要すため、調整ができた区間から順次発注していたので、一括で効率的に工事を発注することができていなかつたことによる。</p> <p>車両電気部は、令和6年6月19日に開催した部が統括する電力関係部署への連絡会にて監査経過を周知し、他部依頼による支障処理を計画的に実施するよう注意喚起した。</p> <p>また部は、令和6年度の支障処理を一括で契約するため単価請負工事を二度にわたって起工したが、いずれも不調に終わった。【2-エ】</p> <p>そこで部は、事業者への聞き取りを行った上で、再々起工に向けて保線管理所と工程調整を行うとともに、積算内容や仕様内容を見直した。その後、支障処理を一括で契約する総価請負工事について、令和7年9月10日に起工を決定し、同年10月28日に契約の落札者が決定し、契約を締結した。【2-イ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎			○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
11	教育庁	(災害用備蓄品について) 非常災害時に備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検及び燃料の更新等を適切に行うべきもの	<p>都立学校教育部は、非常災害時に特別支援学校の医療的ケアが必要な児童、生徒が医療機器を使用継続できるよう、非常用ポータブル発電機を配備している。また、プールの水を飲料水として使用するため、都立学校にろ水器及びその燃料となるガソリンを備蓄している。</p> <p>そこで備蓄機器等の状況を確認したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常用ポータブル発電機について定期点検が行われていない ② 部は、ろ水器の使用手順を学校に示しておらず、多くの重点監査対象校で、ろ水器の習熟訓練を行った実績も確認できない ③ 部は、各学校に対してろ水器の燃料であるガソリンの保管、更新などの方法等について、平成24年度の通知以降、各学校に指導を行っておらず、ガソリンの適切な更新を確認できない <p>という事例が認められた。</p> <p>部は、非常災害時に学校が備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検を適切に行うとともに、学校において、燃料の更新等が確実に行われるよう適切に指導されたい。</p>	<p>非常用ポータブル発電機について、都立学校教育部は、令和6年12月18日付けで点検実施に係る契約を締結し、令和6年度末までに順次点検を行った。【1-イ】</p> <p>また、都立学校教育部は、ろ水器の使用手順、習熟訓練の実施及び燃料として備蓄しているガソリンの保管・更新方法について、令和6年9月10日付通知文により各学校宛てに通知した。【1-エ】</p> <p>さらに、令和7年7月8日付通知文により、災害対策機器の習熟訓練の実施状況やガソリンの更新状況について調査を行った。その結果を受け、令和7年9月12日付通知文により、各都立学校に対し、災害対策機器の習熟訓練の重要性や留意事項等について改めて周知を行った。今後は、非常災害時に学校が備蓄機器を確実に使用できるよう、毎年の都立学校への周知を徹底する。【2-エ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
		◎		○				○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
12	教育庁	(非構造部材点検について) 非構造部材委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの	<p>都立学校教育部及び各学校は、文部科学省が定めるガイドブックに基づき、部は専門的見地から、各学校は日常的に施設を使用する立場から、それぞれ非構造部材点検を実施し、文部科学省へ報告することとされている。</p> <p>部が行う非構造部材委託点検は、各学校経営支援センターが毎年行う建築物等定期点検業務委託に3年に1度追加する形で実施している。各センターは、受託者から各学校へ報告書を送付させ、異常箇所等があった場合には、修繕依頼等の適切な対応を行うよう、説明会において、各学校へ注意喚起を行っている。</p> <p>各学校が行う非構造部材目視点検は、異常を早期に発見するため、内容に応じ、年に1回、もしくは毎学期1回、目視により行っている。</p> <p>穂ヶ丘高校、あきる野学園、羽村特別支援学校及び青梅総合高校の委託点検について見たところ、異常が報告されているが、各学校が修繕依頼等の対応を行っていない状況が確認され、報告書に図面や異常箇所一覧がない等分かりづらく、見落とした事例が多く認められた。</p> <p>各学校は、報告書で確認された異常に対し速やかに対応されたい。</p> <p>両センターは、報告書に図面や異常箇所一覧を添付するなど仕様書を改善することについて検討し、各学校が確実に修繕依頼等の対応を行うよう指導されたい。</p> <p>部は、センターと調整し、非構造部材委託点検を適切に実施するとともに各学校による異常箇所への修繕依頼等の対応が適切に行われるよう、各学校を適切に指導されたい。</p>	<p>本件で指摘となった穂ヶ丘高校外3校において以下の是正・改善措置を行った。</p> <p>穂ヶ丘高校は、天吊りプロジェクト等11点の落下防止対策工事を発注し、令和6年7月8日に完了した。</p> <p>あきる野学園は、令和6年8月5日に、ピアノに、滑り止めシートによる接着や壁付のワイヤーの設置により、耐震固定対策を完了した。また、吊り下げ誘導灯等の落下防止対策工事を発注し、令和6年8月18日に完了した。</p> <p>羽村特別支援学校は、天吊りスピーカーについて、令和6年6月6日に、電気設備業者による点検の結果、落下の危険性がないことを確認した。ピアノは、令和6年8月20日に、固定部品の設置により、耐震固定を完了した。</p> <p>青梅総合高校は、照明器具や天吊りスピーカーの落下防止対策工事を発注し、令和7年3月1日に完了した。【1-イ】</p> <p>本件の誤りの発生原因は、学校が異常箇所を把握しづらいこと及び学校に対し異常箇所への適切な対応について周知徹底が不足していたことである。</p> <p>そのため、以下の再発防止策を行った。</p> <p>各学校経営支援センターは、都立学校教育部と調整の上、非構造部材の点検結果の報告について、今後の点検の仕様書に異常箇所があつた場合等の図面作成を追加した。また、令和6年9月17日の経営企画課（室）長連絡会で、報告書で異常箇所があつた場合は、都立学校教育部が発出する通知に基づき必要な対応を行うよう注意喚起を行った。【2-イ】、【2-エ】</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
12	教育庁	(非構造部材 点検について) 非構造部材委 託点検を適切 に実施し異常 箇所への対応 を速やかに行 うべきもの		(前頁から) 都立学校教育部は、令和6年9 月25日付通知文により、直近に 実施された委託点検報告書の見直 しを行い、異常箇所については速 やかに適切な対応をとるよう周知 した。また、令和7年4月17日 の経営企画課（室）長連絡会及び 令和7年4月24日の都立学校施 設事務説明会で、報告書で異常箇 所があった場合は、都立学校教育 部が発出した通知に基づき必要な 対応を行うよう注意喚起を行つ た。【2-エ】					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
		◎				○		○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
13	教育庁	(非構造部材点検について) 非構造部材目視点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの	<p>都立学校教育部及び各学校は、文部科学省が定めるガイドブックに基づき、部は専門的見地から、各学校は日常的に施設を使用する立場から、それぞれ非構造部材点検を実施し、文部科学省へ報告することとされている。</p> <p>部が行う非構造部材委託点検は、各学校経営支援センターが毎年行う建築物等定期点検業務委託に3年に1度追加する形で実施している。各センターは、受託者から各学校へ報告書を送付させ、異常箇所等があった場合には、修繕依頼等の適切な対応を行うよう、説明会において、各学校へ注意喚起を行っている。</p> <p>学校が行う非構造部材目視点検は、異常を早期に発見するため、内容に応じ、年に1回、もしくは毎学期1回、目視により行っているが、①適切に点検が実施されていない（淵江高校、一橋高校、両国高校、青梅総合高校、花畠学園）、②異常箇所への対応を行っていない（大島高校、小石川中等教育学校、大塚ろう学校、府中けやきの森学園）等、点検又は点検後の対応が適切に実施されていない事例が確認された。</p> <p>各学校が点検において異常を見落としたこと、また、異常について各学校で対応可能な対策を早期に行っていないことは適切ではない。</p> <p>各学校は、非構造部材目視点検を適切に実施するとともに、各学校で対応可能な対策を速やかに行われたい。</p> <p>部は、非構造部材目視点検の実施及び異常箇所への対応が適切に行われるよう、各学校を適切に指導されたい。</p>	<p>本件で指摘となった淵江高校外8校において以下の是正・改善措置を行った。</p> <p>淵江高校は、令和6年8月21日に、職員室の棚置きテレビに、ロープによる固定を行い、転倒防止対策を完了した。</p> <p>一橋高校は、令和6年8月9日に、職員室の冷蔵庫や廊下のロッカーに転倒・落下防止の器具を取り付け、対策を完了した。</p> <p>両国高校は、令和6年9月3日に、教職員に周知の上、耐震固定されていない下駄箱を撤去した。</p> <p>青梅総合高校は、令和6年7月30日に、トレーニングルーム入口ロッカーに、L字金具を取り付け、転倒防止対策を完了した。</p> <p>花畠学園は、令和6年8月14日に、経営企画室及び職員室のロッカーに、L字金具を取り付け、転倒防止対策を完了した。</p> <p>大島高校は、令和6年8月14日に、進路指導室や廊下のロッカーに金具を取り付け、転倒防止対策を完了した。</p> <p>小石川中等教育学校は、令和6年8月6日に、保健室廊下避難口となりのロッカーに転倒防止器具を取り付け、対策を完了した。</p> <p>大塚ろう学校は、令和6年8月14日に、窓ガラス周辺にあつたプリンターを移動し、転倒防止対策を完了した。</p> <p>府中けやきの森学園は、令和6年8月14日に、体育館倉庫内のロッカーに、転倒防止器具を取り付け、対策を完了した。【1-イ】</p> <p>本件の誤りの発生原因是、学校での適切な点検実施や点検結果に基づく異常箇所への適切な対応に関する都立学校教育部による周知徹底が不足していたことである。</p> <p>そのため、以下の再発防止策を行った。</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
13	教育庁	(非構造部材点検について) 非構造部材目視点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの		<p>(前頁から) 都立学校教育部は、令和6年9月25日付通知文により、今回の監査での指摘事例を例示し、「学校施設の耐震化ガイドブック」に基づき学校で確実に点検を実施すること及び異常が判明した箇所に速やかな対策を講じることを周知した。</p> <p>また、令和6年11月19日付通知文により、点検結果集計表を提出するよう求め、各学校の異常箇所と対応状況を確認し、改善に向けた指導を行った。</p> <p>さらに、令和7年4月17日の経営企画課（室）長連絡会及び令和7年4月24日の都立学校施設事務説明会で、報告書で異常箇所があった場合は、都立学校教育部が発出した通知に基づき必要な対応を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>【2-エ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
		◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
14	保健医療局	※(看護師等修学資金について) 滞納金の回収に向けた取組の強化について	<p>医療政策部は、看護師等養成施設等に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思がある者に対し、修学資金を貸与している。東京都看護師等修学資金貸与条例では、修学資金の貸与金は無利子とすること、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞利子を支払わなければならないことを定めている。</p> <p>令和5年度末時点の元金及び延滞利子の滞納者数について確認したところ、3か月以上元金の返還がない者は245名、元金の返還は完了しているものの、3か月以上延滞利子の支払いがない者は435名となっていた。</p> <p>これらの滞納者に対する催告等の実施状況を確認したところ、元金は、平成20年度から債権回収会社や弁護士事務所への業務委託を行い、受託者は、原則として四半期に1回の文書及び電話による催告に加え、対象者を精査した上で現地訪問を行い、各年度で受託者への支払額以上の債権を回収していた。</p> <p>一方、延滞利子は、業務委託の対象に含めておらず、部の担当者が、原則として年1回の文書による催告を行っているのみであった。</p> <p>修学資金を適正に返還している貸与者をはじめ、都民が不公平感を覚えることがないよう、滞納金の回収に取り組む必要がある。また、今後は滞納整理をより一層効率的に行っていくことが求められている。</p> <p>部は、滞納金の発生防止に努め、延滞利子についても業務委託の対象に含めるなど、滞納金の回収に向けた取組を強化していくことが望まれる。</p>	<p>医療政策部は、令和6年9月5日開催の担当者会議において、元金及び延滞利子の滞納金の効率的な回収に向けて、回収実績等を踏まえ、滞納金回収業務委託内容を継続的に見直していくことを、局は令和6年9月11日付通知文により、元金だけでなく延滞利子の滞納金についてもより一層効果的・効率的な滞納整理を行っていくことを各部・所へ周知を行った。 【1-エ】</p> <p>医療政策部は、令和7年度滞納金回収業務委託について、延滞利子の催告についても含めた仕様とし、令和7年6月23日付けで契約締結した。 【1-エ】</p> <p>なお、令和6年度においては、従来年1回実施している都職員による催告を2回実施することとし、第1回目は令和6年10月16日付催告書により、第2回目は令和7年2月28日付催告書により実施した。また、令和7年度の第1回目の催告については、令和7年5月30日付催告書により医療政策部職員が実施した。 【1-エ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		エ	ウ	エ
		◎		

【令和6年工事監査】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
15	水道局	建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成し工事を発注すべきもの	<p>局は、工事請負契約により、給水所で鉄筋コンクリート構造物の築造工事を行っている。</p> <p>工事に当たって、建築基準法における工作物として、構造図を含めた申請図について、事前に所管行政庁から確認を受けていたが、申請時の内容から変更した設計図書により工事を発注していた。</p> <p>その結果、所管行政庁から一部の配筋の相違を指摘され、既に施工していたコンクリートの一部撤去と配筋の修正を実施し、その費用を増額変更していた。</p> <p>申請図と適合した発注図により工事を起工していれば、再施工に係る費用約7,717万円及び今後定まる中止に係る経費等が不要であったため、当該費用は不経済支出に該当する。</p> <p>局は、建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成し工事を発注されたい。</p>	<p>誤りの発生原因は、建築基準法における工作物の申請手続について、設計部署である建設部が十分に把握できていなかったことで、建築確認済証取得後の所管行政庁との協議等が不十分となり、申請図と発注図に齟齬が生じたことである。</p> <p>このため、建築基準法における申請手続に関する理解を深め、建築確認済証を取得する工事において、設計、起工、施工時の各段階において、所管行政庁との協議、申請、許可条件等の確認を丁寧に行い、適切な手続を徹底する。</p> <p>建設部は、工作物申請の法令等について理解を深めるため、令和6年11月18日開催の管路設計課課内会議や、同年12月13日開催の設計・工務課長代理会において、建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成することについて、周知及び注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>職員部は、令和7年1月9日付通知文により、局内に監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。また、同月20日の所長会において、指摘内容及びその重要性について説明し、再発防止に向けた注意喚起及び各所属の職員への周知徹底を依頼した。さらに、法令に基づく適正な申請手続についてより確実に周知すべく、会議資料を全ての関係職員が閲覧可能な掲示板に掲載した。【2-エ】</p> <p>令和7年度の人事異動に伴い、建設部は、令和7年4月23日の建設部長等が出席する建設部系列連絡会等においても事案を周知し、各部署の職員への周知徹底を依頼した。また、令和7年7月29日に開催した本庁技術系課長会においても、本指摘に関する原因と再発防止について周知した。今後も、定期的に開催する連絡会等の場を活用し、継続的に注意喚起を行っていく。【2-エ】</p> <p>(次頁へ続く)</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
15	水道局	建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成し工事を発注すべきもの		<p>(前頁から)</p> <p>局は、令和7年8月4日の全ての局長級職員及び本庁部長級が出席する会議において、局長からの指示により、設計や施工時の適正な協議、手続について意識を高め、事業の手戻りや不要な支出の防止について局全体で取り組むこととした。【2-エ】</p>
		1		
		2		
		ア イ ウ エ ア イ ウ エ ◎		
16	水道局	工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用に係る手続を適切に行うべきもの		<p>局は、工事請負契約により、給水所の築造工事を行っている。</p> <p>本契約を見ると、局は、監査日現在、受注者から計4回にわたり、インフレスライド条項による契約金額の変更請求があつたが、スライド額の算定や契約変更を行わず、これらを工期末に行うとしていた。</p> <p>局は、インフレスライド条項により契約金額を変更した場合、受注者に対し下請契約の金額見直し等を行うよう求めており、受注者から契約金額の変更請求を受けた都度、契約変更を行う必要があつた。</p> <p>局は、工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用に係る手続を適切に行われたい。</p> <p>局は、工事請負契約により、適切な工事請負契約の施行体制を確保する。</p> <p>建設部は、インフレスライド条項の趣旨について理解を深めるため、本件を令和6年12月の建設部系列連絡会等で関係部署に周知し、改めて制度の趣旨について情報共有した。また、スライド請求が複数回行われる場合、その都度スライド額の算定及び協議を実施して契約変更を行うことや、その都度受注者に対して物価変動に伴う下請契約金額の見直しの必要性等、制度の趣旨を説明することを周知徹底した。【2-エ】</p> <p>(次頁へ続く)</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
				措置区分					
16	水道局	工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用に係る手続を適切に行うべきもの		<p>(前頁から)</p> <p>職員部は、令和7年1月9日付通知文により、局内に監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。また、同月20日の所長会において、指摘内容及びその重要性について説明し、再発防止に向けた注意喚起及び各所属の職員への周知徹底を依頼した。さらに、適切な制度の運用についてより確実に周知すべく、会議資料を全ての関係職員が閲覧可能な掲示板に掲載した。【2-エ】</p> <p>令和7年度の人事異動に伴い、建設部は、令和7年4月23日の建設部長等が出席する建設部系列連絡会においても事案を周知し、各部署の職員への周知徹底と、条項の趣旨の共有や速やかな事務処理に向け受注者に協力要請することを依頼した。また、令和7年7月29日に開催した本庁技術系課長会においても、本指摘に関する原因と再発防止について周知した。今後も、定期的に開催する連絡会等の場を活用し、継続的に注意喚起を行っていく。</p> <p>【2-エ】</p> <p>建設部は、新たな取組として、令和7年8月18日付の各事務所及び東京水道株式会社あての通知で、受注者と行う契約後1回目の工事打合せにおいて、各建設事務所工事課長がインフレスライド条項の趣旨や協議、請求時の留意事項等を書面により説明することとし、受注者と協力することで速やかな事務処理が行えるよう体制を強化した。【2-ウ】</p> <p>局は、令和7年8月4日の全ての局長級職員及び本庁部長級が出席する会議において、局長からの指示により、受発注者間で制度の趣旨について認識を深め、十分な協議を踏まえて契約変更し、適切な工事請負契約の施行体制の確保に関して局全体で取り組むこととした。【2-エ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎			○	○	

【令和6年財政援助団体等監査】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
17	スポーツ推進本部(一般財団法人東京マラソン財団)	(財務に係る事務の統制について) 職員立替による経費の支払を行わないよう業務の手順を改めるべきもの	<p>財務規程等によると、財団の管理本部は、契約書その他証拠書類など支出の根拠となる支出負担行為に基づき、支払内容、債権者、金額を確認した上、債権者からの請求書により、支払額調書を作成した上で支出することとし、一般に請求書が発行されない取引については請求書に代わる証拠書類に基づくことができるとしている。</p> <p>しかし、財団の支出負担行為がないまま職員が経費の支出を決定し立て替えて支払っており、事後に財団が立て替えた職員に経費を支払う方法(以下「職員立替」という。)に係る規程はない。</p> <p>これは、架空の取引の計上と事業実施に必要なない取引の実施を防止するため、事業担当本部と管理本部が相互にけん制する仕組みとしているものである。</p> <p>一方、財務規程等によると、事業現場その他これに類する場所において直接支払を必要とする経費などは資金前渡を用いることが可能であるとされている。</p> <p>そこで、2023大会年度における支払額調書について見たところ、事業費の支出に係る1,854件の取引のうち129件215万102円、管理費11件5万338円、計220万440円について、職員立替により経費を支払っている。</p> <p>職員立替により支払っている経費の内容について見ると、道路使用料、旅費、賃借料、ランニングイベント備消耗品等で、全てがあらかじめ必要性と必要量が明らかなものであり、支出負担行為の意思決定の上、職員立替によらない方法による処理が可能である。</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>	<p>誤りの発生原因是、職員に対して資金前渡の適切な処理について周知を徹底していなかったことがある。</p> <p>財団は、令和7年6月30日に実施した全職員向けの事務説明会において、現金を要する場合には、資金前渡による処理が原則である旨を改めて周知するとともに、資金前渡の適切な適用に当たっての留意点を取りまとめ共有した。【2-ウ、2-エ】</p> <p>今後は、定期的な全職員向け事務説明会や、毎月開催している幹部会等での周知を継続していく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
17	スポーツ推進本部(一般財団法人東京マラソン財団)	(財務に係る事務の統制について) 職員立替による経費の支払を行わないよう業務の手順を改めるべきもの	(前頁から) 財団の事業の経費は、架空の取引の計上と事業実施に必要なない取引の実施を防止する観点から、その支出の根拠となる支出負担行為について財団の意思決定を行った後に、支出負担行為の証拠書類に基づき支払うべきところ、職員の判断で経費を支払い、事後に財団の支出を行っていることは適正でない。 財団は、職員立替による経費の支払を行わないよう、業務の手順を改められたい。						
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							○		◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
18	スポーツ推進本部(一般財団法人東京マラソン財団)	<p>(財務に係る事務の統制について) 協賛物品について規程を定めるとともに出納管理を適正に行うべきもの</p>	<p>財団は、物品を貸借対照表の資産項目に貯蔵品として計上している。2023 大会年度の貯蔵品残高 4,568 万 6,514 円には、協賛物品であるボランティアウェア 3,455 万 7,900 円が含まれている。</p> <p>財団は、協賛物品について、受入れ、払出し、在庫数量の確認(以下「出納管理」という。)に係る規程を定めていない。また、受入れ・払出しの記録がなく、期末における在庫数量の確認についても、経理部が決算日に倉庫に行って、事業担当者が作成した期末残高表を基に、数量を一部確認しているとしているが、在庫数量は払出しの都度上書き保存されており、確認できない。</p> <p>このことについて財団は、次回のマラソン大会で全て配布するため、出納の記録を行っていないとしている。</p> <p>しかしながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 協賛物品の数量が多く、金額が多額である ② 協賛者から提供された協賛物品は、適正に管理する必要がある <p>ことから、出納管理を行い、物品を使用する事業担当者と経理部が相互にけん制することで、誤りや事故の発生を防止する必要があるが、財団は、協賛物品の出納管理に係る規程を定めず、出納管理を行っていないことは適正でない。</p> <p>財団は、協賛物品について出納管理に係る規程を定めるとともに、出納管理を適正に行われたい。</p>	<p>誤りの発生原因は、協賛物品が多数あるにも関わらず管理に係る規定が未整備であり、事業担当者と経理部が相互けん制できる運用を実施できていなかったことにあ</p> <p>る。</p> <p>財団は、令和 7 年 6 月の理事会にて財産管理規程を改正し、協賛物品の出納管理に係る項目を規定の上、貯蔵品の管理台帳を整備した。事業担当者は、協賛物品を払い出す都度、残量について管理台帳を用いて管理し、経理部へ報告することとした。また、経理部は事業担当者から物品の払い出し報告を受け、管理台帳の内容を確認することとした。令和 7 年 7 月 16 日には、経理部立ち合いのもと実地棚卸を行い、実数と台帳の数値の合致を確認した。大会後及び期末には経理部及び事業担当者が連携し、実地棚卸を実施することで、協賛物品を適切に管理していく。【1-イ】</p> <p>令和 7 年 6 月 30 日付通知文により、協賛物品の出納管理に係る業務手順について財団内に周知した。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		○	○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
19	スポーツ推進本部(一般財団法人東京マラソン財団)	(計画的な事業の実施について) 「ONE TOKYO」のランニングイベントを計画的に行うべきもの	<p>「ONE TOKYO」のイベント内容を見ると、トラック競技、中距離、フルマラソン、トレイルランニングなどのそれぞれの分野について、ランニング技術の習得、トレーニング方法の習得、故障防止に係る知識の習得、タイムトライアル、ファンランニングなど多様な目的のイベントを行っていることから、分野・目的ごとに年度計画を策定して、担当職員数や開催期間が限られた中で最も効果が上がるようイベント開催を図る必要がある。</p> <p>また、例えば、フルマラソンへの参加者は、各自が目標とする完走タイムなどを大会で達成するため、数か月以上の長期のトレーニングを要し、大会までの期間によってトレーニング内容を変えていくなどすることから、イベント参加者にとっても、長期のイベント計画がわかることがサービスの向上につながることとなる。</p> <p>しかしながら、「ONE TOKYO」のランニングイベントに係る財団の事業計画はこれらについて定めたものではない。</p> <p>財団は、このことについて、大会年度を通して利益率15%を目標の軸に据え、概ね3~4か月単位で「ONE TOKYO」イベントの実施計画を定めているとしているが、実績報告は確認できるものの、担当職員数や開催期間が限られた中で最も効果が上がるよう分野・目的ごとに年度計画を策定したものは確認できない。</p> <p>財団は、「ONE TOKYO」のランニングイベントについて、年度計画などを策定した上で計画的に行われたい。</p>	<p>誤りの発生原因是、東京マラソン財団公式クラブである「ONE TOKYO」事業の今後の展開が明確化されてこなかったことにある。</p> <p>財団は、「ONE TOKYO」のランニングイベント等に係る展開方針及び事業年度計画の検討を行い、令和7年4月に2025年度ONE TOKYO事業計画を策定した。【2-ア】</p> <p>また、「ONE TOKYO」のWebサイトにおいて、サイトの閲覧者に対して「ONE TOKYO」で計画された年間における全てのランニングイベント等に関する案内を公表した。【2-ア】</p> <p>引き続き年度計画を定め、計画された年間における全てのランニングイベント等に関する案内を公表し、参加者にとって有益となる情報を発信していく。</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎					

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
20	スポーツ推進本部(一般財団法人東京マラソン財団)	(計画的な事業の実施について) 方針を定めた上でランニングイベントにオプションを設定すべきもの	<p>財団は、ランニングイベントのうち、令和4年8月11日に、東京都に所在する御岳山で実施した有料のトレイルランニングのイベントでは、会員の親睦を深めるためとして、オプションでバーべキューを行う企画をしている。</p> <p>オプションに係る損益について見ると、本来、参加料収益が原価以上でなければ収益事業として成り立たないが、収益が一人当たり5,000円に対し、財団の原価は6,000円で、収益が原価を下回っており、これについて、財団は、「ONE TOKYO」会員に対するサービスであるとしている。</p> <p>しかしながら、「ONE TOKYO」に係るイベント75件のうちこのイベント以外ではこのようなオプションが設定されておらず、「ONE TOKYO」会員に対するサービスとしてのオプションの提供価格が原価を下回ることについて、財団は「ONE TOKYO」の事業計画に記載しておらず、他に方針を定めたものは確認できない。</p> <p>財団は、方針を定めた上で、ランニングイベントにおいてオプションを提供する価格を設定されたい。</p>	<p>誤りの発生原因は、東京マラソン財団公式クラブである「ONE TOKYO」事業の収益化に係る方針について明確化できていなかったことにある。</p> <p>財団は、事業年度計画において、オプションの提供及び価格設定について定めることとし、令和7年4月に参加料収益を原価以上に設定する旨を定めた2025年度ONE TOKYO事業計画を策定した。【2ア】</p> <p>今後、類似の事業が発生する際は、本計画を基に事業を実施していく。</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		エ	ウ	エ
		◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
21	産業労働局(公益財団法人東京しごと財団)	敷金相当額の都補助金収入及び外部委託支出に関する会計処理を適正に行うべきもの	<p>都は、公益財団法人東京しごと財団補助金交付要綱に基づき、財団に対し、都における雇用及び就業支援並びに東京の産業振興に必要な人材の育成を目的として実施する事業に要するとして定めた経費を都単独の補助金として交付している。</p> <p>財団は、この補助金を財源として障害者の職場定着の推進等のために東京ジョブコーチ支援事業を実施しており、契約において、令和元年度に受託者である社会福祉法人に受託事業の実施に必要な施設を借上げることを求めており、その際に必要となつた外部委託支出のうち敷金相当額を受託者に仮払いし、貸借の終了とともに返還させることとしている。</p> <p>敷金は、貸貸借契約の終了する際に、貸貸人から貸借人に返還されるべきものであり、要綱においても、敷金の性質上、都は、補助事業実施のための建物一部貸借に係る敷金に要する経費を補助事業者に預託するとし、貸借の終了とともに都へ返還することを定めている。このため、敷金相当額に該当する都からの補助金収入は都からの預り金としての性質を有している。</p> <p>ところで、財団の敷金相当額に関する仕訳処理を見たところ、都補助金収入を受け入れた際に収益計上をし、受託者への敷金相当額を支出した際に費用計上をしている。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	<p>誤りの発生原因是、貸貸借契約に係る敷金等の会計処理に関し、財団職員における会計実務上の認識不足に起因したものである。</p> <p>財団は、令和7年1月21日付で、敷金相当額890万350円について「保証金」(長期仮払金)及び「長期預り金」への適正な修正仕訳を実施した後、当該修正内容を反映した財務諸表を作成し、令和7年6月に開催された決算理事会及び評議員会において、決算報告書(貸借対照表の記載を含む)について正式に議決・承認を得た。【1-ウ】</p> <p>財団は、受託者が借入れを行い、財団が保証金を負担している物件についても、保証金管理台帳での管理を行うこととし、指摘内容を会計監査人と共有した。【2-ウ】</p> <p>局は、令和7年1月23日付通知文により、当該指摘事例や留意点について、局内へ周知した。【2-ウ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
21	産業労働局(公益財団法人東京しごと財団)	敷金相当額の都補助金収入及び外部委託支出に関する会計処理を適正に行うべきもの	<p>(前頁から)</p> <p>しかしながら、敷金相当額に関する支出は、施設の退去時に受託者から財団に返還されることが前提であり、支出の時点では、経済的価値の費消は生じていないため、費用処理をすべきものではなく、これに対応した収益処理もすることはできない。このため、受託者に対して支払われる敷金相当額に関する支出を仮払金等に資産計上し、都補助金収入を受け入れた際には、収益として認識をせずに長期預り金等として負債に計上する必要がある。</p> <p>その結果として、令和5年度末の貸借対照表上、仮払金等と長期預り金等がいずれも890万350円過少に計上されており、財団の財政状態が適正に表示されていない。財団は、都補助金収入を受けた敷金相当額について適正な会計処理を行い、貸借対照表を修正する必要がある。</p> <p>財団は、敷金相当額の都補助金収入及び外部委託支出に関する会計処理を適正に行われたい。</p>	
		1	2	
	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ		
		○	◎	
22	産業労働局(東京都中小企業団体中央会)	※業界活性化に向けた特別支援後のフォローについて	<p>東京都中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合などの健全な発達を図り、併せて中小企業の振興を図るために必要な事業を行うことを目的として設立された団体で、局から「中小企業新戦略支援事業(団体向け)」の補助を受け、中小企業・小規模事業者が多い出版やファッショングなどの業界の「稼ぐ力」を強化するため、団体による取組を支援している。この事業では、中央会が団体に対して、コーディネータの派遣、経費助成、特別支援を実施している。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	<p>局は、令和7年度の補助金交付要綱及び実施計画に、中央会による特別支援後のフォローについて定めるとともに、実施要綱等において、特別支援終了の半年後にフォローアップ調査を行うこととした。また、令和6年度より、過年度の取組をリーフレットにして、広報誌やホームページに掲載するとともに、中央会の会員組合へ配布するなどして周知を図ることで、他の支援策との連携を促す仕組みを構築した。【1-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
22	産業労働局(東京都中小企業団体中央会)	※業界活性化に向けた特別支援後のフォローについて	<p>(前頁から)</p> <p>このうち令和4年度及び令和5年度の特別支援については、局が設定した「デジタル技術活用による業界活性化プロジェクト」をテーマにしており、中央会が、そのテーマに基づく団体による取組を公募・審査の上、選定された団体に上限5,000万円で業界活性化事業の実施を委託している。令和4年度及び令和5年度には、各6件計12件の業界活性化事業が実施された。</p> <p>また、業界活性化事業の受託団体は、委託契約に基づいて、その業界活性化に向けた課題を整理しており、今後の取組予定、団体内各事業者への参加促進、同じような課題を有する他業種への参考事例としての情報発信などを中央会に対して報告している。</p> <p>そこで、特別支援後のフォローについて中央会に確認したところ、中央会では、指導員が行う年1回程度の会員組合への定例的な巡回訪問で状況把握に努めている程度であった。局も、中小企業新戦略支援事業(団体向け)補助金交付要綱に特別支援後の取組について定めておらず、中央会に対して、報告や取組を求めていない状況となっており、受託団体の属する業界活性化という目的からすると十分とは言えない状況であった。</p> <p>こうしたことから、局が、委託契約で報告された当該業界活性化に向けた課題を把握・分析することを中央会が行う補助事業に位置付け、例えば、必要に応じて、特別支援後もコーディネータ派遣などのフォローを行い、当該業界活性化の取組を継続的に実施するなど、局が求める「稼ぐ力」の強化につなげていくことが期待される。</p> <p>局は、業界活性化という補助目的達成のため、中央会が積極的に特別支援後のフォローができるよう仕組みを構築するなど、後押しすることが望まれる。</p>	
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		エ	ウ	エ
		◎		

〔令和6年行政監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
23	教育庁	ケア・コミッショナーを平時から選任すべきもの	<p>都立施設を活用した一時滞在施設の施設管理者は、都立一時滞在施設が発災時に機能するよう平時に準備すべき事項や災害時の具体的な運用等を定めた運営計画をあらかじめ策定しておく必要がある。</p> <p>また、施設管理者は、平時からケア・コミッショナーを職員の中から選任し、ケア・コミッショナーは、要配慮者等への対応の観点から、運営計画の策定等に参加することとなっている。</p> <p>そこで、監査対象の各施設におけるケア・コミッショナー選任の状況について確認したところ、芝商業高校及び広尾高校においては、監査日現在、ケア・コミッショナーを選任しておらず、適切でない。</p> <p>両学校は、ケア・コミッショナーを平時から選任されたい。</p>	<p>芝商業高校は、令和6年10月4日に一時滞在施設運営計画を改定するとともに、ケア・コミッショナーを選任した。【1-エ】</p> <p>広尾高校は、令和6年11月20日に一時滞在施設運営計画を改定するとともに、ケア・コミッショナーを選任した。なお、広尾高校は、令和7年6月30日付けで一時滞在施設の指定を解除されている。【1-エ】</p> <p>総務部は、令和7年8月26日の学校経営支援センター連絡会及び同年9月4日の校長連絡会において、一時滞在施設におけるケア・コミッショナーの選任と、運営計画策定等への参加について周知を図るとともに、一時滞在施設に指定されている都立学校は、これらの対応を行うよう、同年9月4日付けで依頼文を発出した。【2-エ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				○					○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
24	教育庁	帰宅困難者等の安全を確保できるよう家具類の転倒・落下防止対策を行うべきもの	<p>都立施設を活用した一時滞在施設の施設管理者は、地震発生時に帰宅困難者等を安全に受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策等に努めることとされている。</p> <p>そこで、三田高校の状況を確認したところ、監査日現在、受入スペースとなっている剣道場及び武道場の出入口は避難口となっているが、出入口に設置されている下駄箱は、底面の半分以上が床面から浮いた状態で、高さ調整のためのコンクリートブロックの上に不安定に置かれた状態となっており、地震時には転倒する危険性があった。</p> <p>また、葛西工科高校においては、監査日現在、受入スペースとなっている剣道場内の棚上に20kg程度の重量がある和太鼓が約20台並べられた状態であり、地震時には落下する危険性があった。</p> <p>剣道場等は平時には生徒等が利用し、地震時には帰宅困難者の受入スペースとなることから、生徒や帰宅困難者等の安全を確保できるよう、日頃から家具類の転倒・落下防止対策を行い、安全を確保する必要がある。</p> <p>各学校は、帰宅困難者等の安全を確保できるよう家具類の転倒・落下防止対策を行われたい。</p>	<p>三田高校は、柔道場及び剣道場に設置されている下駄箱について、入り口床に設置するとともに転倒防止用のつっぱり棒を設置し、転倒防止策を行った。【1-イ】</p> <p>葛西工科高校は、和太鼓を床に置くことで、安全を確保することとした。【1-イ】</p> <p>総務部は、令和7年8月26日の学校経営支援センター連絡会及び同年9月4日の校長連絡会において、転倒・落下・移動・飛散防止策の説明を行い、注意喚起を行うとともに、一時滞在施設に指定されている都立学校がこれらの対応を行うよう、同年9月4日付けで依頼文を発出した。【2-エ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
		◎						○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
25	総務局	※ (一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての取組について) 一時滞在施設と避難所の受入スペースが重複した際の取扱いについて	<p>都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル ver. 3.5においては、避難所と一時滞在施設とが競合する場合、運営計画策定に当たっては、区市町村等と協議して作成することが望ましいとされ、住民の避難スペースと帰宅困難者の受入スペースは区分すべきこと等について記載されている。</p> <p>そこで、一時滞在施設を含む防災拠点としての学校の取組について見たところ、葛西工科高校は、避難所及び一時滞在施設の両方に指定されており、一時滞在施設の受入スペースの全部が、避難所と区分されず重複している状況であったが、開設するに当たっての優先順位や開設を決定する手順等についても、協定書や運営計画に定めがない等、発災時において、両施設を適切に運営できるのか確認することができない状況であった。</p> <p>この状況について、総務局の見解を確認したところ、両施設の受入スペースに重複があることについては、各都立一時滞在施設が区市町村と調整の上、使用する時期をずらしたり、受入スペース内で帰宅困難者と避難者の場所を区切る等により臨機応変の対応は可能であるとしている。</p> <p>しかしながら、運営マニュアルには、両施設の受入スペースが重複しないように記載されているのみであり、具体的な対応は示されていない。</p> <p>局は、帰宅困難者対策の総合的な調整を行う立場から、各施設及び区市町村に対し、両施設の受入スペースが重複した際の取扱いを具体的に示すことが望まれる。</p>	<p>教育庁が令和7年1月7日に実施した実態調査の結果を踏まえ、一時滞在施設と避難所の受入スペースが重複している施設についての利用基準を整理し、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル ver. 4」第4章「一時滞在施設の運営（発災時）」の＜特則1＞に反映した。【1-エ】</p> <p>具体的には、発災後3日間までは、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設として使用し、発災後4日目以降は避難所に使用することを原則とするが、区市町村の要請によっては、3日目以内に避難所として開設することを妨げない。</p> <p>この際、受入スペースが明確に区分されている施設では一時滞在施設と避難所を併設することも可とするが、区分されていない場合には一時滞在施設の閉設を行う。</p> <p>なお、改定された上記マニュアルについて、令和7年8月20日開催の「令和7年度都立一時滞在施設運営説明会」にて各施設へ周知を行った。【1-エ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎					

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
26	総務局	※ (備蓄品について) 備蓄品の更新について	<p>総務局は、都立一時滞在施設に受入予定の帰宅困難者の3日分の飲料水、食料等の備蓄品を配備している。</p> <p>また、備蓄品の更新分も局が提供しており、局は、全ての都立一時滞在施設のうち、令和6年度に更新する食料がある施設に対し、更新分の食料の買入れに係る契約及び賞味期限到来前の食料を回収し社会福祉法人等に配布するための運搬等に係る契約を締結している。</p> <p>食料の更新に係る一連の事務について見たところ、更新対象の食料のうち、一部の品目について、回収から納品までの約3か月間、備蓄が不足する状態となることが認められた。</p> <p>令和6年度については、能登半島地震の影響により、例年より納品予定が遅くなっているものの、備蓄品の更新に当たっては、回収から納品までの期間を可能な限り短縮させる対策をすべきところ、各契約の仕様書において、こうした対策が十分に講じられているとはいえない。</p> <p>局は、発災時の受入者3日分の備蓄品について不足することがないよう、継続的な更新サイクルを構築し、計画的に更新することが重要である。</p> <p>局は、効率的かつ有効に備蓄品を更新することが望まれる。</p>	<p>令和7年度における備蓄品の更新に係る契約（「令和7年度災害用備蓄品の買入れ（クラッカー）」及び「令和7年度災害用備蓄品の運搬等委託（クラッカー）」）に際しては、①備蓄品の購入と回収した備蓄品の再利用を適正な時期に実施するために、回収予定の備蓄品については賞味期限の時期によって契約を締結するとともに、②各都立一時滞在施設において、備蓄品の回収と納品を同時に完了できるように、これまでの備蓄品購入契約と備蓄品搬送契約の範囲の見直しを実施することを通じて、効率的かつ有効な備蓄品の更新を実現した。</p> <p>また、令和7年度から令和8年度までに賞味期限を迎える備蓄品の更新についても、備蓄品更新計画に更新に係る各種契約スケジュール等を記載し、適切に対応することとした。同計画については、当該年度終了後、順次更新を図っていく。【1-エ】</p> <p>さらに、備蓄品の更新事務について、総合防災部防災管理課防災事業推進担当（帰宅困難者対策担当）は、令和7年3月中に事務引継書に明記し継承している。【1-エ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎					

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
27	総務局	※都立一時滞在施設に対する情報提供などの支援の充実強化について	<p>総務局が、都立一時滞在施設の運営等に係る状況把握、有用な情報の発信や助言を適切に行っているかについて見たところ、次のような状況が認められた。</p> <p>ア 局は、施設の運営担当者向けに、運営説明会（オンライン形式）及び一時滞在施設情報連携訓練（以下「通信訓練」という。）をそれぞれ年1回開催している。</p> <p>運営説明会の際に実施しているアンケートを見たところ、通信訓練については、各施設の課題や意見等に関する設問も含めたアンケート調査を実施しているが、運営説明会については、そのアンケートの内容が、説明内容の理解度や説明時間の適否など、説明会の評価のみを対象としている。運営説明会についても、通信訓練のような設問を設け、課題、意見等を把握すれば、今後の情報提供や助言に活用できることが見込まれる。</p> <p>イ 運営説明会の具体的な説明内容と各施設の開設・運営のオペレーションとを照合したところ、①運営マニュアルに定める一時滞在施設の管理運営体制に関する情報、②運営マニュアルに定める訓練等の実施、手順に関する情報、③先進的な取組事例や過去の震災時における有用な情報、④適宜伝える有用な情報について、運営説明会で提供すれば、施設のより円滑な運営に活用できることが見込まれる。</p> <p>局は、円滑かつ効率的な施設の運営に資するため、運営説明会等を通じて、各施設の状況や課題、意見等の把握に努めるとともに、運営マニュアルの充実や有用な情報の発信や助言を行い、各施設に対する情報提供などの支援を充実強化することが望まれる。</p>	<p>令和7年8月20日開催の「令和7年度都立一時滞在施設運営説明会」において、一時滞在施設の管理運営体制に関する情報、訓練等の実施、手順に関する情報及び先進的な取組事例等を盛り込み、説明内容を充実させるとともに、アンケートの回答に当たっては、自由意見欄を設けた外、どのような回答をして欲しいかを例示することで、より的確に現場の課題や意見を把握できるよう設問を見直した。【1-エ】</p> <p>また、都立一時滞在施設の支援に関する事務について、総合防災部防災管理課防災事業推進担当（帰宅困難者対策担当）は、令和7年3月中に事務引継書に明記し継承している。</p> <p>さらに、一時滞在施設とのコミュニケーションを継続的に取ることにより、施設に対する支援の充実強化に努めていく。【1-エ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎		

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
28	教育庁		<p>都立学校の避難所等の指定に関する要綱によれば、区市町村長から都立学校を避難所等に指定する要請を受けた場合、各学校は、原則的に承認するものとされ、各学校は、区市町村と協定を締結し、区市町村が開設する避難所の運営支援を行うこととなっている。</p> <p>一方、都立一時滞在施設については、総務局が帰宅困難者を受け入れられる場所等に係る調査を行い、回答のあった学校について、指定している。</p> <p>都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアルver. 3.5においては、避難所と一時滞在施設とが競合する場合、運営計画策定に当たっては、区市町村等と協議して作成することが望ましいとされ、住民の避難スペースと帰宅困難者の受入スペースは区分すべきこと等について記載されている。</p> <p>そこで、一時滞在施設を含む防災拠点としての学校の取組について見たところ、葛西工科高校は、避難所及び一時滞在施設の両方に指定されているが、両施設が競合した際の運営方法等について、区と具体的な協議がされておらず、運営計画にも定められていない状況が認められた。</p> <p>また、一時滞在施設の受入スペースの全部が、避難所と区分されず重複している状況であったが、開設するに当たっての優先順位や開設を決定する手順等についても、協定書や運営計画に定めがない等、発災時において、両施設を適切に運営できるのか確認することができない状況であった。</p> <p>大規模地震の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童・生徒等の安全確保であるが、同時に、学校は防災拠点として帰宅困難者と避難者の双方から避難を求められた場合、現場が混乱する可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>	<p>総務部は、令和7年1月7日時点で、都立学校に対し、避難所及び一時滞在施設の指定状況を確認した。その上で、都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアルを所管する総務局総合防災部に確認結果を共有し、整理を依頼したところ、令和7年8月に同マニュアルが改訂され、避難所と一時滞在施設が競合する施設における留意事項が記載された。</p> <p>【1-エ】</p> <p>総務部は、令和7年8月25日付で、同マニュアルの改訂版を全都立学校に配布した。</p> <p>また、学校が区市町村との間で確認、協議すべき事項をまとめ、同年9月4日付通知文により、全都立学校に周知した。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
28	教育庁	※（一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての取組について） 一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての考え方を整理し学校の取組を支援することについて	<p>（前頁から）</p> <p>そのような状況の中で、学校が発災時に防災拠点としての役割を臨機応変に果たすためには、事前に、各学校と区市町村との間で、運営方法や運営要員の確保、両施設の受入スペースが重複した際の開設の決定方法等について十分に協議し、具体的な手順の確認を行い、各学校の運営計画等に反映する必要がある。</p> <p>そのため、府は、総務局に対し両施設の受入スペースが重複した際の取扱いを示すよう求めた上で、学校の防災拠点としての考え方を整理し、両施設が競合した際の運営計画の策定や区市町村との調整を行う際の注意事項等を学校へ示す等、学校の取組を支援することが望ましい。</p> <p>府は、局と連携し、一時滞在施設を含む学校の防災拠点としての考え方を整理し、学校の取組を支援することが望まれる。</p>	
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		○	○	○

【令和7年定例監査】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
29	総務局	交通誘導員を適正に配置させるとともに道路除草委託契約の積算を適切に行うべきもの	<p>道路交通法では、道路において工事又は作業をしようとする者等は、所轄警察署長へ、工事等を行う場所や期間、方法等を申請し、道路使用の許可を受けなければならないとし、道路の管理者が道路の維持管理のための工事等を行おうとするときは、所轄警察署長へ時期、方法等を協議すれば足りるとしている。</p> <p>このため小笠原支庁は、道路の維持管理で年間を通じて必要となる工事等の一覧を作成し、道路の管理者として所轄警察署長に一括で協議し、回答を得ている。</p> <p>支庁における、都道の除草委託契約の履行状況等を確認したところ、仕様書においては、道路上の作業に当たって「道路工事等協議書（年間一括）」の協議事項を遵守することとし、所轄警察署長との協議事項で作業中は必ず交通誘導員を配置することとされているにもかかわらず、同契約の積算では、直接作業費に交通誘導員の計上がなく、実際の除草業務においても交通誘導員が配置されておらず適正でない。</p> <p>支庁は、「道路工事等協議書（年間一括）」の協議事項を遵守して交通誘導員を適正に配置させるとともに、道路除草委託契約の積算を適切に行われたい。</p>	<p>誤りの発生原因是、警察署長との協議事項を確實に仕様書及び積算に反映するための確認手続が不十分であったことにある。</p> <p>小笠原支庁においては、令和7年度の道路除草委託について、令和7年4月22日付で契約変更を行い、交通誘導員の配置を仕様書に記載するとともに、契約金額に反映させた。【2-イ】</p> <p>また、令和7年8月25日付通知文により、道路工事等に係る所轄警察署長との協議事項が適切に仕様書及び積算に反映されていることの複数チェックを徹底するよう、支庁長から各工事主管課長へ注意喚起を行った。</p> <p>さらに、総務部においては、令和7年9月4日付通知文により、当該指摘事例を紹介するとともに、所轄警察署長との協議において、交通誘導員を配置することとしている場合は、関係法令を遵守の上、適切に対応するなど、今後の道路除草委託契約等における留意点を示すことで、各支庁へ周知した。</p> <p>今後、次年度の準備契約の事務処理を局内で行う際、指摘に基づき留意点を注意喚起していく。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
			○	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
30	総務局	委託契約について書面による協議を適正に行うべきもの	<p>総合防災部は、指定給油所に対して災害時の連絡体制、給油準備手順、給油実施手順等について研修及び訓練を実施する業務を委託している。</p> <p>また、東京都契約事務規則では、標準契約書が定められたときは、当該契約書に準拠した契約書を作成することが定められている。委託契約に係る標準契約書では、協議は書面により行わなければならないことや、委託者が必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約変更を行うことができるが定められている。</p> <p>研修について仕様書では、動画形式で研修時間は合計1時間30分程度、研修内容は①災害時の報告連絡手順及び給油実施手順等、②発災直後の給油所設備の点検等と定めている。</p> <p>部は、令和5年度に同研修を1時間30分程度の動画で実施したところ、受講者から1時間以上の動画は長いとの意見があつたことから、契約締結後に受託者と協議し、研修は、本契約で新規に作成する研修動画の視聴と、過去に全指定給油所に配布している訓練DVD等を確認する時間を合わせて1時間30分程度とするよう指示したとしている。</p> <p>しかしながら、部は、書面による協議を行っておらず、契約変更の要否や、当該協議の内容が確認できない状況であり、適正でない。</p> <p>部は、委託契約について書面による協議を適正に行われたい。</p>	<p>誤りの発生原因是、東京都契約事務規則で定める標準契約書に関する理解不足により、仕様書に受託者との協議を書面で行うべきことが記載されていないことによるものである。</p> <p>総合防災部においては、令和7年度の研修・訓練の委託を行うに当たって仕様書を見直し、①受託者と定期的な打合せを実施して履行状況を適切に把握するとともに、その内容を書面に残すこと、及び、②実施内容を変更する場合は書面によって協議することを明記した。【2-イ】</p> <p>また、総務部においては、令和7年9月4日付通知文により、当該指摘事例を紹介するとともに、契約内容の変更等により、契約相手方との協議が必要な場合は、必ず書面により行い記録を残すという、今後の委託契約における留意点を示すことで、局内へ周知した。</p> <p>今後、次年度の準備契約の事務処理を局内で行う際、指摘に基づき留意点を注意喚起していく。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		ウ	イ	エ
		エ	◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
31	デジタルサービス局	契約変更手続及び完了検査を適正に行うべきもの	<p>デジタルサービス推進部は、イベントの展示ブースにおいて、来訪者にスマートシティ東京の取組を分かりやすく伝えるために放映する動画の編集・制作の委託契約を締結している。この契約の契約内訳書を確認したところ、納品データ作成費は5本分となっているが、納品物及び完了届に添付された納品関係書類を確認したところ、受託者が納品した納品データは4本となっている。</p> <p>受託者が制作する納品データ数に変更が生じたにもかかわらず、部は契約変更手続を行っておらず、適正でない。</p> <p>また、完了検査について確認したところ、仕様書では動画1本につきDVD1本（合計5本）を納品するよう定められているが、①前述のとおり、納品されたデータは4本である、②完了検査日である令和7年3月31日にはDVDは納品されていなかった、③完了届に添付された納品関係書類には、納品データが令和7年4月7日に保存されたものであることが記されていた。</p> <p>上記①から③の状況で、検査員が令和7年3月31日付で検査合格としているのは、適正でない。</p> <p>部は、契約変更手続及び完了検査を適正に行われたい。</p>	<p>誤りの発生原因是、契約変更や完了検査の際の確認が十分でなかったことによるものである。</p> <p>デジタルサービス推進部では、令和7年9月4日に部内管理職を集めた会議にて、令和7年定例監査の指摘事項について、周知した。</p> <p>本会議において、仕様内容の変更について疑義が生じた場合には、口頭ではなく、文書による協議を適切に実施すること及び契約変更の必要が判明した際は、適正に契約変更手続を実施する旨、注意喚起を行い、部内担当職員に周知するようにし、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p> <p>また、完了検査が不適切だった事実を踏まえ、職員による複数チェックを行うなど部内の検査体制を強化し、根拠資料を適切に確認することを、部内担当職員に周知するようにし、再発防止の徹底を図った。【2-ウ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
32	主税局	(小規模住宅用地の認定について) 駐車場の用途に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	<p>固定資産税等の課税については、住宅用家屋の敷地及びそれと一体となっている居住者用駐車場等は「住宅用地」、それ以外の業務用（店舗、事務所、工場、旅館等）家屋の敷地、月極駐車場等は「非住宅用地」とされる。住宅用地のうち小規模住宅用地（住宅 1 戸あたり 200 m²までの部分）は、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では 6 分の 1、都市計画税では 3 分の 1 に軽減されるなど、土地の用途に応じて課税額に差異が生じることから、一区画の土地に複数の用途が混在している場合は、用途ごとに利用面積に応じて認定することとなる。</p> <p>また、局は、駐車場を住宅用地の一部と認める要件に、居住者用駐車場であることを挙げている。</p> <p>ところで、板橋都税事務所及び江戸川都税事務所が居住者用駐車場であるとして小規模住宅用地と認定している 5 か所の駐車場について、調査したところ、その一部又は全部が月極駐車場であったことから、その部分について非住宅用地とすべきであり、小規模住宅用地として認定していることは適正でない。</p> <p>この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて 65 万 8,770 円課税不足となっている。</p> <p>所は、駐車場の用途に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。</p>	<p>板橋都税事務所は月極駐車場 4 か所について、江戸川都税事務所は月極駐車場 1 か所について認定を非住宅用地に修正した。地方税法第 417 条第 1 項に基づき、月極駐車場として利用された時期に応じて令和 3 年度分から令和 6 年度分について、令和 7 年 4 月 30 日に価格等の修正を、同年 5 月 9 日に税額の更正を行った。【1-ア】</p> <p>課税不足となっていた固定資産税等 65 万 8,100 円（実際の納付税額は、端数処理により監査日現在の課税不足額とは一致しない。）については、同年 5 月 13 日から同月 29 日までに土地所有者から全額収入済みである。【1-ア】</p> <p>本件は、所有者から利用状況の変更について申告がなく、外観上の変化も僅少であったことから、駐車場の用途変更を把握する契機を逸し、結果として認定を誤ったものである。</p> <p>局は、臨時全体所長会（令和 7 年 7 月 10 日開催）において、適正・公平な課税の実現に向けた取組を徹底するよう、全都税事務所に対して指示した。【2-エ】</p> <p>それを受け、資産税部は、都税事務所資産税部門の全課長が参加する臨時全体課長会（令和 7 年 7 月 11 日開催）及び資産税部職員が各都税事務所へ出向いて行う事務指導（令和 7 年 5 月に実施）において、本件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>あわせて、令和 7 年 7 月 11 日付通知文により、利用状況の変動を把握するため、令和 2 年度から住宅地図を活用して都税事務所に対して配布していた駐車場の抽出一覧に加えて全件一覧も配布の上、全件の調査及び適正な認定を行うよう指導し、再発防止の徹底を図った。【2-ウ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
33	主税局	(小規模住宅用地の認定について) 駐車場の形状に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	<p>固定資産税等の課税については、住宅用家屋の敷地及びそれと一体となっている居住者用駐車場等は「住宅用地」、それ以外の業務用（店舗、事務所、工場、旅館等）家屋の敷地、月極駐車場等は「非住宅用地」とされる。住宅用地のうち小規模住宅用地（住宅 1 戸あたり 200 m²までの部分）は、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では 6 分の 1 、都市計画税では 3 分の 1 に軽減されるなど、土地の用途に応じて課税額に差異が生じることから、一区画の土地に複数の用途が混在している場合は、用途ごとに利用面積に応じて認定することとなる。</p> <p>また、局は、駐車場用地を住宅用地と認める要件として、当該駐車場が住宅用地と同一区画であることとしている。</p> <p>ところで、目黒都税事務所は、平成 29 年から埠に囲まれた駐車場について、住宅用地と同一区画ではないため、非住宅用地とすべきところ、小規模住宅用地として認定しているのは適正でない。</p> <p>この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて 41 万 4,758 円課税不足となっている。</p> <p>所は、駐車場の形状に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。</p>	<p>目黒都税事務所は、埠に囲まれた駐車場について認定を非住宅用地に修正した。地方税法第 417 条第 1 項に基づき、令和 2 年度分から令和 6 年度分について、令和 7 年 3 月 31 日に価格等の修正を、同年 4 月 10 日に税額の更正を行った。【1-ア】</p> <p>課税不足となっていた固定資産税等 41 万 4,800 円（実際の納付税額は、端数処理により監査日現在の課税不足額とは一致しない。）については、同年 4 月 23 日に土地所有者から全額収入済みである。【1-ア】</p> <p>本件は、駐車場が埠で囲まれていることを捕捉できなかったことから、認定を誤ったものである。</p> <p>局は、臨時全体所長会（令和 7 年 7 月 10 日開催）において、適正・公平な課税の実現に向けた取組を徹底するよう、全都税事務所に対して指示した。【2-エ】</p> <p>それを受け、資産税部は、都税事務所資産税部門の全課長が参加する臨時全体課長会（令和 7 年 7 月 11 日開催）及び資産税部職員が各都税事務所へ出向いて行う事務指導（令和 7 年 5 月に実施）において、本件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>あわせて、令和 7 年 7 月 11 日付通知文により、利用状況の変動を把握するため、令和 2 年度から住宅地図を活用して都税事務所に対して配布していた駐車場の抽出一覧に加えて全件一覧も配布の上、全件の調査及び適正な認定を行うよう指導し、再発防止の徹底を図った。【2-ウ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		ウ	エ	
		◎		○
			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
34	主税局	(小規模住宅用地の認定について) 建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	<p>固定資産税等の課税については、住宅用家屋の敷地及びそれと一体となっている居住者用駐車場等は「住宅用地」、それ以外の業務用（店舗、事務所、工場、旅館等）家屋の敷地、月極駐車場等は「非住宅用地」とされる。住宅用地のうち小規模住宅用地（住宅 1 戸あたり 200 m²までの部分）は、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では 6 分の 1 、都市計画税では 3 分の 1 に軽減されるなど、土地の用途に応じて課税額に差異が生じることから、一区画の土地に複数の用途が混在している場合は、用途ごとに利用面積に応じて認定することとなる。</p> <p>豊島都税事務所は、一戸建て家屋及び共同住宅の家屋の敷地につき、その全てを小規模住宅用地として認定し、固定資産税等を課しているが、一戸建ての家屋は令和 5 年 1 月 6 日付で、共同住宅の家屋のうち地下 1 階については平成 31 年 2 月 20 日付で、1 階及び 2 階については令和元年 1 月 25 日付で、それぞれ豊島区長から旅館業の許可を受けており、その利用状況から非住宅用地として認定すべきものであることから、小規模住宅用地として認定していることは適正でない。</p> <p>また、江戸川都税事務所では、用途の異なる家屋（工場と社員寮）が混在している土地として、小規模住宅用地を 132.23 m² 、非住宅用地を 363.63 m² で認定している。用途の異なる家屋が混在し、住宅の敷地部分が不明確な場合には、住宅用地及び非住宅用地の面積は建築面積按分で確定するものであるが、認定している面積は建築面積按分にはなっておらず、また、住宅の敷地部分を 132.23 m² と算出した根拠となる資料も確認できない不適切な状況であった。</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>	<p>豊島都税事務所は、旅館業の許可を受けている施設の敷地 2 か所について、江戸川都税事務所は、社員寮から店舗及び事務所に用途が変更された家屋の敷地について、認定を非住宅用地に修正した。地方税法第 417 条第 1 項に基づき、旅館業の許可を受けた時期ないしは店舗及び事務所として利用されていた時期に応じて令和 2 年度分から令和 6 年度分について、令和 7 年 4 月 30 日に価格等の修正を、同年 5 月 9 日に税額の更正を行った。【1-ア】</p> <p>課税不足となっていた固定資産税等 318 万 5,700 円（実際の納付税額は、端数処理等により監査日現在の課税不足額とは一致しない。）については、令和 7 年 5 月 20 日から同年 6 月 5 日までに土地所有者から全額収入済みである。【1-ア】</p> <p>本件は、旅館業の許可を捕捉できなかったことから、認定を誤ったものである。また、所有者から利用状況の変更について申告がなく、外観上の変化が見られなかったことから、家屋の用途変更を把握する契機を逸し、認定を誤ったものである。</p> <p>局は、臨時全体所長会（令和 7 年 7 月 10 日開催）において、適正・公平な課税の実現に向けた取組を徹底するよう、全都税事務所に対して指示した。【2-エ】</p> <p>それを受け、資産税部は、都税事務所資産税部門の全課長が参加する臨時全体課長会（令和 7 年 7 月 11 日開催）及び資産税部職員が各都税事務所へ出向いて行う事務指導（令和 7 年 5 月に実施）において、本件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>あわせて、令和 7 年 7 月 11 日付通知文により、旅館業の許可を受けている施設の敷地について、区へ照会する等により捕捉した上で、適正な認定を行うよう指導し、再発防止の徹底を図った。【2-ウ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
34	主税局	(小規模住宅用地の認定について) 建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	(前頁から) そこで、当該家屋（社員寮）について、実地監査後、所で調査したところ、平成2年から店舗及び事務所に用途を変更していることが判明した。当該家屋の敷地は、その利用状況から非住宅用地として認定すべきものであることから、小規模住宅用地として認定していることは適正でない。 この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて279万9,967円課税不足となっている。 所は、建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。						
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
		◎						○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
35	主税局	(小規模住宅用地の認定について) 併用住宅の建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	<p>固定資産税等の課税については、住宅用家屋の敷地及びそれと一体となっている居住者用駐車場等は「住宅用地」、それ以外の業務用（店舗、事務所、工場、旅館等）家屋の敷地、月極駐車場等は「非住宅用地」とされる。住宅用地のうち小規模住宅用地（住宅 1 戸あたり 200 m²までの部分）は、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では 6 分の 1 、都市計画税では 3 分の 1 に軽減されるなど、土地の用途に応じて課税額に差異が生じることから、一区画の土地に複数の用途が混在している場合は、用途ごとに利用面積に応じて認定することとなる。</p> <p>また、その一部を人の居住の用に供する家屋で、家屋の床面積に対する居住部分の割合が 25% 以上ある家屋（以下「併用住宅」という。）の敷地の用に供されている土地については、居住部分の割合に応じて定められた率を乗じた面積分の土地が住宅用地となる。</p> <p>江東都税事務所は、併用住宅の敷地について、平成 12 年に提出された住宅用地等申告書に基づく居住部分の割合（58%）を適用し、敷地面積に 0.75 の率を乗じて小規模住宅用地の面積を算出しているが、調査したところ、令和元年度分から居住部分が事務所や店舗に用途変更され、居住部分の割合が 43% しか確認できず、また、令和 6 年度分からは居住部分を全く確認することができなかった。</p> <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>	<p>江東都税事務所及び江戸川都税事務所は、併用住宅の敷地について認定を敷地面積に 0.5 を乗じて算出した小規模住宅用地、残余を非住宅用地に修正した。また、江東都税事務所においては、令和 6 年度分の認定を非住宅用地に修正した。地方税法第 417 条第 1 項に基づき、併用住宅の居住部分の割合に応じて令和 2 年度分から令和 6 年度分について、令和 7 年 4 月 30 日に価格等の修正を、同年 5 月 9 日に税額の更正を行った。【1-ア】</p> <p>課税不足となっていた固定資産税等 112 万 9,400 円（実際の納付税額は、端数処理により監査日現在の課税不足額とは一致しない。）については、令和 7 年 5 月 16 日及び同月 19 日に土地所有者から全額収入済みである。【1-ア】</p> <p>本件は、所有者から利用状況の変更について申告がなく、外観上の変化も僅少であったことから、家屋の用途変更を把握する契機を逸し、結果として認定を誤ったものである。また、家屋の新築時に居住部分の割合を誤認したことから、認定を誤ったものである。</p> <p>局は、臨時全体所長会（令和 7 年 7 月 10 日開催）において、適正・公平な課税の実現に向けた取組を徹底するよう、全都税事務所に対して指示した。【2-エ】</p> <p>それを受け、資産税部は、都税事務所資産税部門の全課長が参加する臨時全体課長会（令和 7 年 7 月 11 日開催）及び資産税部職員が各都税事務所へ出向いて行う事務指導（令和 7 年 5 月に実施）において、本件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
35	主税局	<p>(小規模住宅用地の認定について) 併用住宅の建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの</p>	<p>(前頁から) また、江戸川都税事務所は、併用住宅の敷地について、居住部分の割合が50%以上あるとして、敷地面積に1.0の率を乗じて小規模住宅用地の面積を算出しているが、家屋調査票によると、昭和47年の建築当初から居住部分の床面積は195.23m²、店舗の床面積は206.97m²で、居住部分の割合は49%となるため、敷地面積に乗じる率を0.5とすべきところを、1.0としていた。 いずれも、敷地面積に乗じる率を誤り、小規模住宅用地の面積が過大となっていることは適正でない。 この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて114万2,597円課税不足となっている。 所は、併用住宅の建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。</p>						
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
		◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
36	主税局	駐車場の用途に応じ小規模住宅用地及び一般住宅用地の認定を適正に行うべきもの	<p>住宅用地については、住戸1戸当たり200m²までの部分を小規模住宅用地として認定し、それ以上の部分は一般住宅用地として扱っている。</p> <p>板橋都税事務所は、土地(208.26m²)について、駐車場3台分全てを居住者用であるとして小規模住宅用地(200m²)及び一般住宅用地(8.26m²)と認定している。</p> <p>しかしながら、3台中2台分(20.68m²)が月極駐車場であることが判明したため、その部分については非住宅用地として扱い、残りの部分については200m²以下となるため小規模住宅用地と認定すべきであり、適正でない。</p> <p>この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて11万7,629円課税不足となっている。</p> <p>所は、駐車場の用途に応じ小規模住宅用地及び一般住宅用地の認定を適正に行われたい。</p>	<p>板橋都税事務所は、月極駐車場について認定を非住宅用地に修正した。地方税法第417条第1項に基づき、令和2年度分から令和6年度分について、令和7年4月30日に価格等の修正を、同年5月9日に税額の更正を行った。【1-ア】</p> <p>課税不足となっていた固定資産税等11万7,400円(実際の納付税額は、端数処理により監査日現在の課税不足額とは一致しない。)については、令和7年5月19日に土地所有者から全額収入済みである。【1-ア】</p> <p>本件は、所有者から利用状況の変更について申告がなく、外観上の変化も僅少であったことから、駐車場の用途変更を把握する契機を逸し、結果として認定を誤ったものである。</p> <p>局は、臨時全体所長会(令和7年7月10日開催)において、適正・公平な課税の実現に向けた取組を徹底するよう、全都税事務所に対して指示した。【2-エ】</p> <p>それを受け、資産税部は、都税事務所資産税部門の全課長が参加する臨時全体課長会(令和7年7月11日開催)及び資産税部職員が各都税事務所へ出向いて行う事務指導(令和7年5月に実施)において、本件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>あわせて、令和7年7月11日付通知文により、利用状況の変動を把握するため、令和2年度から住宅地図を活用して都税事務所に対して配布していた駐車場の抽出一覧に加えて全件一覧も配布の上、全件の調査及び適正な認定を行うよう指導し、再発防止の徹底を図った。【2-ウ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		ウ	イ	エ
		◎		○
			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
37	主税局	同一画地の認定を適正に行うべきもの	<p>東京都特別区の区域内に存する固定資産（土地）の評価は、地方税法の規定等に基づき、各都税事務所が実施している。固定資産税等の土地の課税は、この評価した土地の価格を基礎として行われる。</p> <p>土地の評価は、原則として、土地（補充）課税台帳に登録された一筆の土地を一画地として評価するが、隣接する二筆以上の土地が一体として利用されているときは、これらの土地を一画地（以下「同一画地」という。）として認定し評価する。同一画地として認定された場合、土地の形状が変わるために、土地評価額に影響が出ることもある。</p> <p>江東都税事務所は、隣接する二筆の駐車場について、それぞれ一筆ごとに評価している。</p> <p>しかしながら、令和3年からこの二筆の駐車場は一体的に利用されているため、同一画地として認定し評価すべきであるにもかかわらず、一筆ごとに評価していることは適正でない。</p> <p>この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて3万8,434円課税不足となっている。</p> <p>所は、土地の用途の認定に当たり必要な確認を行い、同一画地の認定を適正に行われたい。</p>	<p>江東都税事務所は、二筆の駐車場について同一画地としての評価に修正した。地方税法第417条第1項に基づき、令和4年度分から令和6年度分について、令和7年3月31日に価格等の修正を、同年4月10日に税額の更正を行った。【1-ア】</p> <p>課税不足となっていた固定資産税等3万8,500円（実際の納付税額は、端数処理により監査日現在の課税不足額とは一致しない。）については、令和7年4月14日及び同月30日に土地所有者から全額収入済みである。【1-ア】</p> <p>本件は、二筆の土地について一体で駐車場へ用途変更されたことを捕捉できなかったことから、画地の認定を誤ったものである。</p> <p>局は、臨時全体所長会（令和7年7月10日開催）において、適正・公平な課税の実現に向けた取組を徹底するよう、全都税事務所に対して指示した。【2-エ】</p> <p>それを受け、資産税部は、都税事務所資産税部門の全課長が参加する臨時全体課長会（令和7年7月11日開催）及び資産税部職員が各都税事務所へ出向いて行う事務指導（令和7年5月に実施）において、本件の周知及び注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>あわせて、令和7年7月11日付通知文により、利用状況の変動を把握するため、令和2年度から住宅地図を活用して都税事務所に対して配布していた駐車場の抽出一覧に加えて全件一覧も配布の上、全件の調査及び適正な認定を行うよう指導し、再発防止の徹底を図った。【2-ウ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		ウ	イ	エ
		◎	○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	主税局	未登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	<p>家屋に係る固定資産税等の課税は、賦課期日（毎年1月1日）現在の所有者に対し、評価した家屋の価格を基礎として行う。</p> <p>各都税事務所では、家屋の新築、増築及び滅失などの異動を建物表示登記によって捕捉するが、未登記家屋については昭和61年から航空写真による判読を主体とした家屋の捕捉調査を行っている。</p> <p>北都税事務所において、未登記の家屋1棟について捕捉していないことから、固定資産税等が課税不足となっており、適正でない。</p> <p>これは、当該家屋が昭和30年に建てられたため、航空写真により変化を捕捉できなかったものである。</p> <p>この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて1,000円課税不足となっている。</p> <p>所は、未登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行われたい。</p>	<p>北都税事務所は当該未登記家屋1棟について、所有者立会いの上で現地調査を実施し、固定資産評価基準に基づいて家屋評価を行った。地方税法第417条第1項に基づき、令和2年度分から令和6年度分について、令和7年3月31日に価格等を決定し、同年4月10日に課税した。【1-ア】</p> <p>課税不足となっていた固定資産税等800円（実際の納付税額は、端数処理により監査日現在の課税不足額とは一致しない。）については、令和7年4月15日に家屋所有者から全額収入済みである。【1-ア】</p> <p>本件は、新築時に所有者からの登記申請や届出もなく、また当時は航空写真による異動判読も導入されていなかったことから、現地の変化を把握する契機を逸し、結果として当該家屋を評価・課税できていなかったものである。</p> <p>局は、臨時全体所長会（令和7年7月10日開催）において、適正・公平な課税の実現に向けた取組を徹底するよう、全都税事務所に対して指示した。【2-エ】</p> <p>それを受け、資産税部は、都税事務所資産税部門の全課長が参加する臨時全体課長会（令和7年7月11日開催）及び資産税部職員が各都税事務所へ出向いて行う事務指導（令和7年6～7月に実施）において本件の周知及び注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>
38		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
39	主税局	増築に係る課税を適正に行うべきもの	<p>家屋に係る固定資産税等の課税は、賦課期日（毎年1月1日）現在の所有者に対し、評価した家屋の価格を基礎として行う。</p> <p>各都税事務所では、家屋の新築、増築及び滅失などの異動を建物表示登記によって捕捉するが、未登記家屋については昭和61年から航空写真による判読を主体とした家屋の捕捉調査を行っている。</p> <p>江戸川都税事務所において、2階建ての併用住宅について、1階店舗部分は年月日不詳、1階及び2階住居部分は平成27年に、未登記で増築されているにもかかわらず、所は、これを捕捉していないことから、固定資産税等が課税不足となってしまっており、適正でない。</p> <p>この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて5万1,200円課税不足となっている。</p> <p>所は、増築に係る課税を適正に行われたい。</p>	<p>江戸川都税事務所は当該家屋について、所有者立会いの上で現地調査を実施し、固定資産評価基準に基づいて家屋評価を行った。地方税法第417条第1項に基づき、令和3年度分から令和7年度分について、令和7年6月30日に価格等の修正を、同年7月10日に税額の更正を行った。【1-ア】</p> <p>課税不足となっていた固定資産税等5万1,000円（実際の納付税額は、端数処理により監査日現在の課税不足額とは一致しない。）については、令和7年7月22日に家屋所有者から全額収入済みである。【1-ア】</p> <p>本件は増築時に所有者からの登記申請や届出はなく、また航空写真による異動判読においても変化が捕捉できなかつたため、現地の変化を把握する契機を逸し、結果として当該増築部分を評価・課税できていなかつたものである。</p> <p>局は、臨時全体所長会（令和7年7月10日開催）において、適正・公平な課税の実現に向けた取組を徹底するよう、全都税事務所に対して指示した。【2-エ】</p> <p>それを受け、資産税部は、都税事務所資産税部門の全課長が参加する臨時全体課長会（令和7年7月11日開催）及び資産税部職員が各都税事務所へ出向いて行う事務指導（令和7年6～7月に実施）において本件の周知及び注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
40	環境局	掲載するURL等について十分に確認を行った上で、パンフレットを作成すべきもの	<p>資源循環推進部は、P C B廃棄物の適正管理に関する普及啓発のため、P C B廃棄物の届出や処理方法を周知するパンフレットを作成している。パンフレットは主に、都内のP C B廃棄物保管事業者に向けて、P C B廃棄物の届出書提出に関する依頼文とともに郵送にて配布されており、配布に当たっては、他の印刷物と合わせて契約により、パンフレットの印刷を行っている。</p> <p>また、局ホームページにおいても、ダウンロードができるようになっている。</p> <p>パンフレットには「お問合せ先」として、P C B廃棄物の処理に関する団体の一覧、団体ホームページURL及び二次元コードが掲載されている。局ホームページからパンフレットを閲覧した場合、URLをクリックすることで、団体のホームページを閲覧することができる。</p> <p>これらについて見たところ、以下のとおり不適切な事項が認められた。</p> <p>① 団体ホームページのURL中の「-」を半角とすべきところ、全角で表示されているため、URLからホームページを表示できない状態となっている。</p> <p>② 令和6年3月に団体ホームページのURLに変更があったものの、パンフレットに表示するURL及び二次元コードの変更を行っていないため、これらからホームページを表示できない状態となっている。</p> <p>③ 自局ホームページのURLに変更があり、パンフレットに表示するURLの変更は行ったものの、二次元コードの変更を行っていないため、二次元コードからホームページを表示できない状態となっている。</p> <p>これは、パンフレットの作成に当たり、URL等の正誤や変更の有無を慎重に点検すべきであったところ、部の確認が十分に行われていなかったことによるものであり、適切でない。</p> <p>部は、掲載するURL等について十分に確認を行った上で、パンフレットを作成されたい。</p>	<p>資源循環推進部が、環境局ホームページにおいて公開されているパンフレットを、実地監査日後の令和7年2月13日に訂正し、令和7年4月版のパンフレットについても、訂正した内容で作成している。 【1-エ】</p> <p>本件の誤りの発生原因は、パンフレット作成時に確認すべき内容が明確ではなかったこと及び複数チェックを行っていなかったことである。</p> <p>今後の再発防止として、資源循環推進部では、環境局ホームページへの掲載及びパンフレット印刷の際には、チェックリストを作成し、複数チェックによりURL等に誤りがないか実際に団体ホームページにアクセスをして確認していく。</p> <p>また、総務部は、令和7年9月16日付通知文により、局内各部署に、指摘内容の周知と注意喚起を行った。 【2-ウ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		エ	ウ	エ
		◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
41	福祉局	モルタル補修工事等に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>府中療育センターは、医療福祉相談室を拡張するため、相談室とカンファレンスルームの仕切り壁を撤去する工事契約を締結している。また、センターは、この工事で仕切り壁の解体工事を実施したところ、撤去跡の床面に段差が生じていることが判明し、内装工事の前にモルタルによる段差補修の必要があったことから、左官工事等を行うための契約を締結している。</p> <p>契約の工事写真により工事の実施状況を確認したところ、左官工事は令和7年2月25日に実施しており、工事契約締結日（同月27日）より前に施工していることが認められた。</p> <p>このことは、センターと受注者の権利義務関係及び受注者が行うべき工事内容について、書面による取り決めを行うことなく受注者に工事を施行させていくことから、適正でない。</p> <p>センターはモルタル補修工事等に係る契約手続を適正に行われたい。</p>	<p>誤りの発生原因是、契約事務に係る制度や手続についての担当者の認識不足である。</p> <p>そのため、障害者施策推進部は、令和7年9月8日の部課長会にて、監査結果及び指摘を踏まえた今後の留意点について説明し、各課担当まで周知の上、契約手続を適切に行うよう注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>また、府中療育センターは、用度担当者会を開催（参加者：7名、日時：令和7年8月14日）し、今回の結果を共有するとともに、適正な契約手続について改めて確認及び周知徹底を行った。さらに、これらについて引継ぎ時にも次担当者へ確実に引き継ぐよう指示し、共有ファイルサーバにも引継ぎフォルダを作成し保存した。【2-ウ】</p> <p>局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する、参考すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月24日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
42	福祉局	生活困窮者自立支援事業業務委託契約に係る物品管理事務手続を適切に行うべきもの	<p>西多摩福祉事務所は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、困窮状態から早期に脱却するための自立支援や就労準備支援、家計改善支援等の事業を契約により委託している。本契約に係る物品の管理事務は、仕様書及び仕様書に添付された物品の取扱要領により行うこととなっている。</p> <p>この物品の管理事務について確認したところ、所が物品管理システムに登録した備品に係る帳票である物品管理者別物品一覧表では、個人情報を取り扱うノートパソコン6台が貸与品となっている記載があるにもかかわらず、要領に規定されている別紙保全物品一覧表には何も記載がされていない。</p> <p>また、要領に基づき、所は契約期間中に保全物品引渡書を受託者に交付していないため、受託者が所から交付された保全物品引渡書と現品とを照合の上、保全物品受領書を提出することとなっているが、これが行われていない。</p> <p>さらに、受託者が物品管理の事務を適正に行うために任命し、所に報告することとなっている物品取扱責任者任命報告書も提出されておらず、委託契約に係る物品の管理事務手続が適切に行われていない状況が認められた。</p> <p>所は、生活困窮者自立支援事業業務委託契約に係る物品管理事務手続を適切に行われたい。</p>	<p>西多摩福祉事務所は、必要書類の作成・提出等が漏れていたこと及び引継ぎが十分に行われていなかつたことに起因する物品管理の不備を踏まえ、今後は毎年、物品一覧表・引渡書・責任者任命報告書などの必要書類を確実に作成・交付するとともに、担当者間での引継ぎを文書で記録し、確実に実施する。【2-ウ】</p> <p>令和7年度から、物品取扱責任者報告書や物品管理に関する書類について、事業者の責任者に変更があった際に必要な手続、物品の引渡しや管理を適切に実施している。</p> <p>局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する、参考すべきマニュアルや研修資料を、T e a m s を活用して整理した。加えて、令和7年9月24日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
			ウ	エ
			◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約								講じた措置の概要
			措置区分								
43	保健医療局	授業料に係る債権の管理を適切かつ効果的に行うべきもの	<p>東京都立看護専門学校は、授業料の滞納について、保健医療局債権管理事務処理要綱及び保健医療局滞納整理事務処理マニュアルに基づき、公債権として管理を行っている。</p> <p>マニュアルによれば、期限内に授業料の納付がなければ、督促状を発行して督促する。督促期限までに納付がなければ催告書を発行する。催告書発行後も納付がなければ電話及び実地訪問による催告を併せて行う。さらに、納付がなければ滞納者と面接を行い、世帯、生活、収入の状況等を調査し分割納付の検討や必要に応じ連帯保証人の確保を行うこととしている。なお、分割納付申請書の誓約事項として、納付計画において納付を2回怠ったときは、期限の利益を喪失した上で強制執行等の法的措置の手続を受けても異議のない旨規定している。また、要綱第23条には、督促及び催告をした後なお未納の場合、保健医療局長に強制執行等の滞納処分を求める手続をとり、督促状に指定する期限経過後40日以内に滞納処分に着手するとしている。</p> <p>広尾看護専門学校の授業料滞納に係る管理状況について見たところ、滞納者A及びBについて、月一回程度文書による催告を行うにとどまっており、マニュアル等に基づいた対応を行つておらず適切でない。</p> <p>また、医療政策部においても、収入未済として存在していることは把握していたが、学校からの相談がなかったため、本件の具体的な状況を把握できており、学校の本事業を所管する部として適切でない。</p> <p>学校は、マニュアル等に基づき強制徴収を視野に入れた債権の管理を適切かつ効果的に行われたい。</p> <p>部においても、看護専門学校の授業料の長期滞納については、滞納者交渉、強制徴収に向けた学校への支援を適時、適切に行われたい。</p>	<p>適切な債権管理を行うため、広尾看護専門学校は、令和7年7月4日に滞納者A及びBの自宅を臨戸し、手紙を投函又は手交した。その後、いずれの滞納者からも電話があり、生活状況等を聞き取った上で分割納付申請書を再度受領し、同年8月6日に納付書を送付した。【1-エ】</p> <p>誤りの発生原因はマニュアル等の認識不足及び学校と部との連携不足であったことから、再発防止のため、医療政策部は、令和7年6月16日開催の看護専門学校校長会及び同年8月12日開催の看護専門学校庶務担当課長代理会において、本件の指摘内容、マニュアル等に基づく適切な債権管理の徹底及び今後は部へ相談することについて、周知した。今後も定期的に、看護専門学校校長会等の機会を捉えて、適切な債権管理の徹底について注意喚起を行っていく。</p> <p>また、局は、令和7年9月24日付通知文により監査結果を局内に周知し、適正な債権管理について注意喚起を行った。【2-エ】</p>							
		1	2								
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
				◎					○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	産業労働局	授業料に係る滞納債権の催告を行うべきもの	<p>都立の各職業能力開発センターは、東京都立職業能力開発センター条例に基づき、訓練期間が1年以上の課程について、入校者から年額11万8,800円の授業料を徴収しているが、そのうち、滞納となった授業料については、雇用就業部が定める「都立職業能力開発センター授業料事務の手引き」(以下「手引」という。)に基づき、滞納整理の手続を行うこととしている。</p> <p>手引によると、督促状送付後も納付されない場合、文書、電話、臨戸による催告を行うとともに、滞納者の状況について聞き取り、債権管理台帳・個人別管理簿に記録しておくこととしている。</p> <p>これにより、継続的に効果的な滞納整理を行えるところであるが、中央・城北職業能力開発センター板橋校では、授業料滞納者A、B及びCに対して、令和6年度中、文書、電話、臨戸による催告を一度も行っていない。</p> <p>このうち滞納者Cについては、手引では、滞納者が所在不明となったときは、住民票などにより所在調査を行うこととしているが、校は、令和5年3月に訪問により滞納者Cが転居していることを把握しており、催告書は転居先に転送されているにもかかわらず、有効な所在調査を行っていない。そのため、転居先を把握することができず、それ以降の催告を行うことができない状態となっている。</p> <p>校は、授業料に係る滞納債権の催告を行われたい。</p>	<p>授業料滞納者Cについて、令和7年5月26日に、市に対し住民票開示請求を行ったところ、同年6月2日に公用住民票を受領し転居先を確認した。</p> <p>その後、授業料滞納者A、B及びCに対して、令和7年6月10日に催告書を特定記録郵便により送付した。</p> <p>その後、授業料滞納者A及びBについては、同年9月5日に電話連絡を行った。【1-エ】</p> <p>授業料滞納者Cについては、令和7年6月16日に授業料(2万7,900円)が納付された。【1-ア】</p> <p>誤りの発生原因是、事務担当者による滞納整理への意識の低さである。</p> <p>令和7年6月30日に庶務担当者の打合せを行い、定例監査の指摘事項について周知するとともに、授業料滞納者について、担当内で情報共有を図るよう徹底し、再発防止の注意喚起を行った。</p> <p>また、担当者に対して、マニュアルの再確認を行った。【2-ウ】</p> <p>今後は担当だけでなく、経理担当内で情報共有を図るとともに、能力開発担当・担当指導員とも情報共有・連携し、四半期に一回程度、債権回収について、打合せ等情報共有の場を設ける。</p> <p>さらに、令和7年9月1日付通知文により再発防止のための局内通知を行った。【2-エ】</p>
44		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
45	中央卸売市場	市場施設の返還等に係る例外的な取扱いの承認を行う場合の意思決定手続を適正に行うべきもの	<p>市場施設の使用者が施設を返還する場合、東京都中央卸売市場条例において、知事の承認を受けた場合を除き、自己の費用で原状回復して返還しなければならないと定められている。</p> <p>豊洲市場では、関連事業者が使用していた事務室を返還した後、当該事務室の一部の使用許可を改めて受けている。返還後、再度使用許可を受けていない部分には造作物が残っていたが、原状回復せず返還することを承認したことを意思決定文書で確認できなかった。</p> <p>場は、事業者から原状回復について相談を受け、当該造作物が今後も活用可能であるため、次の使用者が当該造作物を不要とした場合には事業者が原状回復することの念書を徴取し、造作物を残したままの返還を認めたとしている。</p> <p>しかしながら、施設の返還に係る起案文書には当該条件のもと原状回復せず施設を返還することを承認したことの記載がなく、念書等も添付されていない。また、事業者に対する施設の返還に係る通知文にも当該条件の記載がなく、原状回復せず返還することを承認したことについて適正に意思決定が行われたことを確認できない。</p> <p>場は、市場施設の返還等に係る例外的な取扱いを承認する場合の意思決定手続を適正に行わせたい。</p>	<p>豊洲市場は、当該事務室の新規使用者が残置物を不要と申し出た場合は旧使用者の負担で原状回復する旨、確認の意思決定を行った。その上で、施設を返還した旧使用者へ承認条件を明確にするため、令和7年3月5日付けで通知し、令和6年4月18日付通知文で定められている手続に従って、原状回復管理台帳へ承認条件を正しく記載した。</p> <p>今後、新規使用者が決まるまでの間、本通知文及び事業者からの念書を原議とともに保管し、漏れの無いよう確実に引き継いでいく。【1-エ】</p> <p>発生原因としてルールの徹底が不十分であったと考えられるため、管理部は、各場に対し、令和7年6月4日付通知文において、市場施設の原状回復に関する原則的な取扱いについて周知を行い、再発防止を徹底した。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		ウ	エ	
		◎		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約								講じた措置の概要
			措置区分								
46	建設局	(道路通報システムの運用について) 投稿者に対し対応状況等を速やかに回答すべきもの	道路管理部は、「道路通報システム建設事務所用操作マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を定め、以下のとおり投稿された情報に対応し、投稿者にその状況を回答することとしている。 ① 部は、投稿情報を確認し、対応を依頼するコメントを付した上で、対応状況を示す道路通報システムのステータスを「受付済」として、所へ引き継ぐ。 ② 建設事務所は、道路通報システムに反映した「受付済」の投稿内容を確認し、「現場を確認して対応方法等検討する」などのコメントを付し、ステータスを「対応中」に変更する。その際、投稿者もアプリの通知により対応状況を確認できる。 ③ 所は、補修等の対応が完了した場合、現場写真を添付し、補修等が完了したなどのコメントを付し、ステータスを「対応済」に変更する。これにより、投稿者はアプリからの通知で対応結果を確認できる。また、補修等対応が不要であると判断した場合も同様である。 そこで、第三建設事務所、第四建設事務所、第五建設事務所及び西多摩建設事務所について、投稿のステータス、投稿日、対応完了日等に着目し、62件の投稿を抽出してその対応状況を見たところ、監査日現在、補修等対応を完了しているが「対応済」となっていないなど、適切でない事例が合計56件認められた。 また、部は、各所の対応状況を道路通報システムの管理画面で把握することができるため、令和5年度から毎年度当初に各所に対し、投稿者に対して速やかに回答が行われるよう進捗管理を行っているが、こうした状況を考慮すると、進捗管理の頻度を検討する必要がある。 各所は、その目的を踏まえ、道路通報システムによる処理を適時行い、投稿者に対して対応状況等を速やかに回答されたい。 部は、各所の処理状況の進捗管理を十分に行われたい。	誤りの発生原因是、システム導入を先行させ、建設事務所の意見を踏まえながら、適切な運用方法を整備している段階であったため、所が速やかに回答するという認識が不足していたことによるものである。 各所は、投稿者に対して対応状況等を速やかに回答するとともに、道路通報システムを管理する担当が未了案件の確認を行うよう、令和7年6月4日までに各所の所内会議にて職員への周知を実施済である。 道路管理部は、四半期に一回程度、各所の処理状況を確認することとした。また、部は全事務所に対し「補修担当課長会」等を通じて処理が適時行われるよう定期的に周知徹底することとした。【2-ウ、2-エ】 各所は投稿者に対して速やかに回答することとし、指摘された未処理の56件について、令和7年6月13日までに回答した。この結果、1件については「対応中」に、55件については「対応済」に変更済である。【1-エ】							
		1	2								
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
				◎			○	○			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約								講じた措置の概要
			措置区分								
47	港湾局	鉄道橋遊歩道化工事に係る工事変更手続を適正に行うべきもの	<p>臨海開発部は、旧晴海鉄道橋について、橋梁部の遊歩道化の工事契約を締結している。本工事の工期は、令和5年度から令和7年度までとなっており、部が起工し、工事監督事務は東京港建設事務所が行っている。</p> <p>工事変更の手続については、東京都工事施行規程により、工事の起工の内容を変更する必要があると認めたときは、すみやかに工事変更書による手続をとらなければならないと規定されている。</p> <p>一方、次の①から③に掲げる重要な内容の変更を除き、他の工事変更手続かつ二会計年度以上にわたる工事の場合は、それぞれ各年度末及び工期末までに一括して行うことができると規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工期変更を伴う工事変更 ②重要な構造、工法及び位置の変更を伴う工事変更 ③変更見込金額が請負金額の10パーセントに相当する額又は800万円を超える工事変更 <p>そこで、本工事の契約変更手続について見たところ、次のとおり適正でない状況が認められた。</p> <p>令和6年6月と同年11月に、鋼材の数量変更を行う必要が生じたとして、受注者から変更協議書が提出され、所は、変更の承諾を行うとともに、工事変更手続を一括で行うことを通知している。しかしながら、工事期間中の令和6年度末に必要とされる工事変更手続を行っていないかった。</p> <p>当該工事は二会計年度以上にわたる工事であるため、年度中に変更承諾を行った工事内容については、各会計年度の末に一括して工事変更の手続を行うべきであるが、令和6年度末に工事変更の手続を行っていないことは適正でない。</p> <p>所は、鉄道橋遊歩道化工事に係る工事変更の必要が生じたことを部へ連絡するなど、工事監督事務を適正に行われたい。</p> <p>部は、工事変更手続を適正に行われたい。</p>	<p>誤りの発生原因是、本工事に携わる所・部職員が東京都工事施行規程の内容を正しく認識していなかつたためである。</p> <p>そのため、局全体において、局違算等再発防止対策検討PTで本事例を取り上げて、周知徹底を行った(令和7年7月14日)。【2-エ】</p> <p>また、東京港建設事務所は、所で実施している研修(港湾技術科(工事監督編)(令和7年10月1日実施)等)の資料に、二会計年度以上にわたる工事の工事変更手続について追加し、注意喚起を行うことで再発防止を図った。加えて、本研修には、監督部署職員のみではなく、起工に係る部署職員も参加し、関係一同で工事変更手続に関する知見を深め、再発防止を図った。【2-エ】</p> <p>さらに、部は、契約変更手続を所へ案内する際に、一括変更の留意事項を追記することとし、情報共有を強化するとともに、双方で同じ認識をもった複数チェック体制とした。【2-ウ】</p> <p>局は、令和7年8月21日実施の監査結果説明会において、各部・所の経理担当者に対し、当該指摘事例等について周知した。【2-エ】</p>							
		1	2								
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
						○	◎				

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
48	交通局	複数の工事契約をまとめることにより適切に契約手続を行うべきもの	<p>交通局における事業所長契約の上限金額は、予定価格が250万円未満の契約と定められているが、次のとおり、一括して発注すべき工事案件について分割発注を行っている状況が認められた。</p> <p>ア 総合指令所において、照明に係る改修工事が7件実施されており、全て蛍光灯をLED照明へ変更する改修工事であり、分割発注を行っている状況が認められた。</p> <p>また、事業所長契約で実施できる金額を超えていることは明らかであるにもかかわらず、建設工務部による当該庁舎の改修工事の計画では10年程度先になることを理由に、電車部があえて分割発注による工事を所に行わせたのは適切でない。</p> <p>イ 車両電気部は、平成28年度から令和2年度にかけての神保町駅改良機械設備工事において、消防設備を設置するため、設備を縁取るタイル張りの壁の一部を撤去し、モルタル仕上げにより壁の復旧を行った。</p> <p>その後、令和6年度になり、モルタル仕上げとなつた壁3か所が周囲のタイル張りの壁と比較して美観を損なつていることから、地下鉄改良工事事務所は、周囲の壁と合わせてタイル張りに変更をする工事を2件に分割して実施しているが、同一駅構内において同様の状況、目的、工事内容となる案件を分割して発注する合理的な理由は認められず適切でない。</p> <p>両所は、複数の工事契約をまとめることにより適切に契約手続を行われたい。</p>	<p>ア <電車部></p> <p>誤りの発生原因是、総合指令所では不具合の都度、部分的に補修することは効率性やコスト縮減の観点から望ましくないと考え、不具合箇所の多いエリアから順次改修を行ったことによる。</p> <p>指摘を踏まえ、令和7年9月3日付通知文により、事業所長契約の適切な執行について、部内へ注意喚起を行った。</p> <p>また、次年度より、総合指令所の電照設備のうち、250万円以上の改修費用が見込まれる老朽箇所については、局の電気工事を所管する車両電気部へ一括して工事依頼を行うこととし、電車部は車両電気部へ令和8年度分の更新工事について依頼した。【2-エ】</p> <p>イ <建設工務部></p> <p>誤りの発生原因是、タイル補修について、速やかな対応を優先したあまり、同一駅内における補修対象箇所の把握が十分に至らなかつたために生じたものである。</p> <p>地下鉄改良工事事務所は、今後、補修工事の発注に際して、当該箇所のみに限らず、駅構内の状況を把握し必要性を十分に検討した上で、適切な発注手続を行うこととした。</p> <p>また、このことを令和7年8月18日の所内会議にて周知した。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
49	水道局	草刈等作業委託契約に係る作業指示及び完了検査を適正に行うとともに、受託者及び会社を指導すべきもの	<p>多摩地区の各給水管理事務所は、浄水所等の草刈や樹木せん定等を行うための委託契約を締結し、多摩水道改革推進本部調整部は、東京水道株式会社に契約の監理業務を委託している。監理業務では、会社が作成した「作業指示書案」を所が承認し、承認された作業指示書を会社が受託者に交付し、受託者による履行完了後、所が行う履行確認に先立ち、会社は作業内容の写真確認又は現地確認を行っている。</p> <p>ところで、各契約について確認したところ、作業指示及び完了検査が適正に行われていない事例が認められた。</p> <p>ア 「作業指示書」及び「作業完了報告書」には、単価の高い篠竹類の伐採として工種が計上されているにもかかわらず、実際には単価の低いつる草を除去している。</p> <p>イ 「作業指示書」及び「作業完了報告書」には、単価の低い高さ99cm以下として工種が計上されているにもかかわらず、実際には単価の高い高さ160cmの刈込を行っている。</p> <p>ウ 傾斜地の草刈について、手刈りで行うよう指示しているにもかかわらず、機械により行われており、「作業指示書」のとおりに履行されていない。</p> <p>各所は、会社が作成した「作業指示書案」を十分確認しないまま承認し、作業指示を行っている。また、会社による作業内容の確認も適切に行われていないと認められる。</p> <p>各所は、草刈等作業委託契約に係る作業指示及び完了検査を適正に行うとともに、受託者を適切に指導されたい。</p> <p>部は、監理業務について会社を適切に指導されたい。</p>	<p>令和7年1月14日から同月17日までに行われた監査の後、立川給水管理事務所では、作業指示書ごとに支払い済みとなつたアの受託者に対して、過払い金17万2,418円の返還を請求し、令和7年2月25日に収入した。また、過少払い金5万3,482円をイの受託者へ令和7年2月13日に支払った。</p> <p>あきる野給水事務所は、ウの受託者に対する過払い金189円の返還を請求し、令和7年3月17日に収入した。【1ーア】</p> <p>誤りの発生原因は、「作業指示書案」の確認不足及び作業完了後に実施する作業報告書と写真帳との照合不十分である。</p> <p>両所は、委託契約の作業指示及び完了検査を適正に行うため、次の二点の再発防止策を実施した。</p> <p>① 両所は、この確認・照合の徹底について、令和7年2月26日に開催の所内課長代理会にて周知した。【2ーエ】</p> <p>② 調整部は、会社に対し、令和7年2月27日付指示書により、確認・照合の徹底を指示した。これを受け、令和7年3月6日付で提示された改善報告書により、誤認防止の対策が施された様式に基づく複数チェックなど、会社における再発防止のための体制が構築されたことを確認した。【2ーウ】</p> <p>職員部は、令和7年9月4日付で、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2ーエ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
50	水道局	単価契約工事に係る検査を適正に行うとともに、会社に対して適切に指導すべきもの	<p>多摩水道改革推進本部調整部は、多摩地区における漏水修理、損傷事故復旧・修理、制水弁・消火栓等の補修整備、その他水道施設の維持補修工事等を行わせるための単価契約を締結している。各受注者は、履行区域を所管する給水管理事務所又は給水事務所の監督員等の指示により施工することとなっている。</p> <p>また、所は施工後、受注者から提出される工事関係書類により、検査を実施している。</p> <p>あきる野給水事務所で、単価契約工事について見たところ、次の状況が認められた。</p> <p>ア 試験掘工事及び本復旧工事</p> <p>で道路使用許可申請書を3回作成しているが、当該工種単価である官公署手続（道路使用許可申請）の計上が漏れているにもかかわらず、所は検査完了としており適正でない。</p> <p>イ 消火栓室取替工事後の本復旧工事で、官公署手続（占用許可申請書作成小規模）の工種単価が計上されていたが、昨年度同一受注者が同一履行場所で施工した消火栓室取替の単価契約工事の際既に支出済みであることが認められた。東京水道株式会社が監理員として指示し、施工後は、会社で当該工事関係書類を確認した後、所に提出することとなっている案件であるが、会社及び所は気づかないまま、検査完了としており適正でない。</p> <p>所は、単価契約工事に係る検査を適正に行われたい。また、イに関しては施工監理を会社に委託している案件であることから、部は、会社に対して適切に指導されたい。</p>	<p>令和7年1月17日に行われた監査の後、あきる野給水事務所では、契約を締結している106の受注者のうち、監督員等の指示による施工の都度支払い済みとなつたアの受注者に対し、過少払い金6万6,607円を令和7年2月7日に支払った。また、過払い金1万4,748円の返還をイの受注者に請求し、令和7年3月4日に収入した。【1-ア】</p> <p>誤りの発生原因是、工事の際に取得する道路占用許可証について、既に支払が行われているか、どの工事に属するものかを明確にしていなかつたことによるものである。</p> <p>所は、単価契約工事に係る検査を適正に行うために、支払の有無と道路占用許可証にある工事番号との関係が明確になるよう、次の二点の再発防止策を実施した。【2-ウ】</p> <p>① 『書類チェックシート（道路占用、道路使用）』の備考欄に、新たに「支払計上の有無」を記載</p> <p>② 所又は会社が道路占用許可証を受領した際、許可証の右上に「支払計上する工事番号」を記入</p> <p>調整部は、令和7年2月21日に、誤手続の防止に向けて、会社に対して指示書を交付し、請負費請求に関する関係書類の確認を適切に実施するよう、指示した。また、令和7年2月18日に所と会社との連絡会において、所担当者及び会社に対して支払根拠書類の確認を徹底するよう注意喚起し、令和7年2月26日付通知文により再発防止策について、周知徹底した。【2-ウ、2-エ】</p> <p>職員部は、令和7年9月4日付で、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
51	水道局	水道料金・下水道料金減額申請書の紛失に係る事故対応等を適正に行うべきもの	<p>局は、保有個人情報の適正な管理について、「東京都水道局個人情報取扱事務要領」及び「東京都水道局保有個人情報の安全管理に関する基準」を定めており、この安全管理基準で、保有個人情報を記録した公文書の盗難、紛失等が発生した場合の事故対応について定めている。</p> <p>また、局は、東京都給水条例及び東京都下水道条例により、社会福祉施設について、社会福祉施設事業者の申請に基づき水道料金・下水道料金の減額を行っている。</p> <p>ア 練馬営業所は、社会福祉施設の「水道料金・下水道料金減額申請書」4件を紛失し、サービス推進部業務課の指示により所で申請書を作成している。</p> <p>紛失を把握した時点で、個人情報管理責任者は、個人情報保護責任者及びサービス推進部サービス推進課長に対し、安全管理基準に基づき直ちに事実関係を調査の上で事故報告する必要がある。また、個人情報管理責任者は代表者個人への対応等の適切な措置を講じることとなっているが、これらの事故対応を行っていない。</p> <p>また、事業者に連絡することなく所で申請書を作成している。</p> <p>イ 業務課は、営業所訪問指導時に所の申請書紛失を把握したが、安全管理基準に定める事故対応状況の確認を行っておらず、サービス推進課への情報提供もしていない。</p> <p>さらに、紛失後の対応に当たり、改めて事業者に連絡・依頼して再度作成してもらうよう指導すべきところ、所に申請書を作成するよう指示している。</p> <p>所は、申請書の紛失に係る事故対応等を適正に行われたい。</p> <p>部は、所を適正に指導されたい。</p>	<p>1 所による安全管理基準に基づく対応</p> <p>① 令和7年2月21日、後日発見された1枚を含む減額申請書4枚の紛失について、個人情報保護責任者に報告をした。</p> <p>② 減額申請書の発見に至っていない3事業者に対し、令和7年3月5日及び同月6日に、電話にて紛失した事実を伝え謝罪し、了解を得た。</p> <p>③ お客さま対応や再発防止策の検討が完了した令和7年3月24日に報告書を作成し、サービス推進課長に報告をした。</p> <p>2 所における申請書に関する対応 令和7年1月17日付中止（契約解除）となった事業者以外の2事業者を同年3月6日に訪問の上、申請書の作成などを依頼し、受理した。</p> <p>3 局による総務局総務部情報公開課長への報告 令和7年3月24日、サービス推進課長は、東京都個人情報取扱事務要領に基づき、保有個人情報に係る事故の発生について、総務局総務部情報公開課長に報告した。【1-エ】</p> <p>○所における誤りの発生原因は、法人の代表者名は個人情報に該当しないという誤認識によるもの、減額申請書の保管や移行の際の確認不足である。</p> <p>そのため、令和7年3月4日、所の課長代理会等において、法人の代表者名は個人情報に該当すること及び紛失の場合は安全管理基準に基づく対応が必要であることを周知徹底した。</p> <p>また、紛失防止に向け、新たに次のルールを設け、周知した。【2-ウ】</p> <p>① 新規の申請書を綴る際は、綴るファイルに誤りがないか複数チェックを行う。</p> <p>② 中止等で減額申請書を別ファイルへ移行する際は、当該の減額申請書で間違いないか複数チェックを行う。</p> <p>③ 申請書類を他部署へ回付する場合は、回付日及び返付日を記録し、所在を明らかにしておく。【2-エ】</p> <p>○業務課における誤りの発生原因と対応</p> <p>1 所に対して事故対応状況の確認等を行わなかったことは、営業所の指導部署として対応が不足していた。このため、次のとおり改善を図った。</p> <p>（次頁へ続く）</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
51	水道局	水道料金・下水道料金減額申請書の紛失に係る事故対応等を適正に行うべきもの		<p>(前頁から)</p> <p>① 令和7年3月4日の業務課課長代理会において、業務課長は、各課長代理に対し、個人情報の管理について営業所への指導の徹底を周知するとともに後述の誤った指導が大きな事案に発展することを十分理解させ、指導意識の強化を図った。</p> <p>② 令和7年3月21日の営業所長会において、改めて個人情報の管理と事故発生時の安全管理基準に基づく対応について周知した。</p> <p>③ ルールに関して、令和7年3月28日付通知文を全ての営業所宛てに発出した。</p> <p>④ 各営業所に減免適用に関する調査結果の報告を求めるとともに、訪問指導時にルールの運用状況や書類の保存状況を確認する。</p> <p>⑤ 令和7年4月、転入者及び新規採用者向けの研修において、本件を踏まえ個人情報の取り扱い及び事故時の対応について周知した。</p> <p>⑥ 令和7年4月18日、個人情報所管部署としてサービス推進課から「個人情報事故発生時の報告について」として局内に安全管理基準に基づく対応を周知した。【2-ウ、2-エ】</p> <p>2 業務課による所への申請書作成指示について</p> <p>業務課長は、申請書作成者ではない所の職員が、作成者となるお客さまに説明することなく、紛失した申請書を再作成することはあってはならないと、職員に対し厳格に指導した。</p> <p>なお、減額については、適正な手続を経た初回の申請書をもって適用された後、検針時の現場確認等で継続的に適正な適用である事実を確認している。このことから、申請書の紛失の際、所による作成でよいと誤って判断してしまったため所への作成指示に至った。</p> <p>その後、誤りを改め、令和7年3月4日、事業者に説明の上、再度申請書の作成を依頼するよう所に指示した。【2-ウ】</p> <p>職員部は、令和7年9月4日付で、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎	○ ○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
52	下水道局	(管きよ維持補修工事契約について) 施工前に工事依頼を行うとともに、適切な所属年度により工事代金を支払うべきもの	<p>西部第二下水道事務所と中部下水道事務所が行った路面本復旧工事において、いずれも、工事の施工後に施行通知書を作成し、施工を指示していることが認められた。また、令和5年度に工事が完了しているにもかかわらず、令和6年度の管きよ維持補修工事として、施行通知書により施工を指示し代金を支払っていることが認められた。</p> <p>しかしながら、所は、施工前に協定や契約により施工を依頼すべきであり、既に施工が完了した工事について、事後に施工を依頼していることは、適切でない。また、令和5年度に完了した工事について、令和6年度予算から代金を支払っていることも、適切でない。</p> <p>所は、施工前に工事依頼を行うとともに、適切な所属年度により工事代金を支払われたい。</p>	<p>誤りの発生原因是、他企業が施工する路面復旧工事について、所から施工会社を経由し間接的に進行管理していたため、所が工事の実施時期を十分に把握していなかったことによるものである。</p> <p>施設管理部は、令和7年2月26日付通知文により、適切な所属年度の支払に向けた事務処理について、各部所へ周知徹底を行った。【2-エ】</p> <p>西部第二下水道事務所と中部下水道事務所は、実査後の令和7年3月17日に、本件の管きよ維持補修工事に係る支出について、令和6年度決算に向け、令和6年度の管渠費から雑支出（営業外費用）に振り替える処理を行った。</p> <p>【1-ウ】</p> <p>また、施設管理部は、令和7年4月9日に全下水道事務所に対して説明会を開催し、本事案の指摘に至った事由や問題点、協定により所が直接工事指示と工事の進捗管理を行うことや、完了確認・検査を遅滞なく行うことなどについて、職員への周知徹底を図った。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p> <p>あわせて、他企業が施工する路面復旧工事の進行管理を徹底するため、案件が発生する都度、所から部に工事の実施時期等の報告を行うこととし、部においては定期的に進行管理を行うことにより、所の案件の状況を一元管理することとした。【2-ウ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
			ウ	エ
		○		○
			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
53	下水道局	(管きよ維持補修工事契約について) 道路使用許可手続及び交通誘導警備員の配置を適正に行うよう指導すべきもの	<p>中部下水道事務所が行った人孔の緊急補修工事は、令和6年7月8日に施行通知書により施工指示がなされ、同日昼間に補修工事が実施されているが、翌々日の同月10日に改めて溶融式の白線を施工している。</p> <p>ところで、道路交通法では、道路において、工事又は作業をしようとする者等は、当該行為に係る場所を管轄し交通の管理を行なう警察署長へ申請し、道路使用の許可を受けなければならぬとしている。</p> <p>このため、仕様書において、維持補修工事を行なう場合の道路使用許可証の取得について定めているにもかかわらず、この令和6年7月10日の工事について、道路使用許可証を取得していない状況となっていた。</p> <p>また、仕様書では、平成30年度東京都公安委員会告示で指定された区間で業務を行なう場合の有資格者の配置について定めており、施工場所はこの区間に該当する。しかしながら、監査日現在、中部下水道事務所が改めて施工会社に問い合わせた結果、令和6年7月10日の施工に伴う通行の安全については、有資格者の交通誘導警備員を配置していなかった。</p> <p>所は、道路使用許可手続及び交通誘導警備員の配置を適正に行なうよう受注者を指導されたい。</p>	<p>誤りの発生原因是、施工会社の道路交通法に関する認識及び中部下水道事務所の受注者に対する監督が不十分であったことによるものである。</p> <p>そこで、中部下水道事務所は、施工会社に対し、道路交通法に基づく必要な手続が不履行であったことについて、実査後の令和7年1月16日に改善命令書を交付し、同月20日に改善報告書を受理した。【2-エ】</p> <p>施設管理部は、令和7年1月17日に道路交通法の遵守について改善命令書を受注者である組合へ交付するとともに、全下水道事務所に対して受注者への指導を徹底するよう通知文により周知した。【2-エ】</p> <p>加えて、令和7年4月9日に全下水道事務所に対して説明会を開催し、本件について改めて周知を行なった。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
54	下水道局	モバイルルーターの借り上げに当たり需要を調査し使用状況を精査すべきもの	<p>総務部は、職員が執務室外で業務用パソコンを業務用ネットワークに接続する際、モバイルルーターを介して通信環境を確保することを目的として、モバイルルーターを990台借り上げる契約を締結している。</p> <p>本契約において、部は、モバイルルーターの個別データ通信量等を一括で確認できるサービスを受託者から提供されているが、部は、このデータを定期的に記録していなかったため、監査日現在、令和6年11月分から令和7年1月分までの個別データ通信量しか確認できない状況が認められた。</p> <p>また、個別データ通信量等を比較できる令和7年1月分の状況については、借り上げているモバイルルーター990台中、643台のデータ通信量が0であった。</p> <p>このような契約においては、モバイルルーターの個別データ通信量を把握した上で、利用状況に即した料金プランへの変更の可否を検討することにより、より経済的に通信環境を確保できる。</p> <p>部は、料金プラン別にモバイルルーターの所要台数を精査して契約する必要があった。しかしながら、所要台数及び使用状況を確認精査しないまま、前回契約と同数の460台分を借り上げる契約の手続をとっていることは、適切でない。</p> <p>部は、モバイルルーターの借り上げに当たり、需要を調査し使用状況を精査されたい。</p>	<p>誤りの発生原因是、モバイルルーターの借り上げに当たり、総務部による使用状況の精査が不十分であったことによるものである。</p> <p>総務部は、令和7年2月から、モバイルルーターの個別データ通信量を定期的に（毎月）記録し、利用状況（利用容量・回数）を把握するように是正した。【1-エ】</p> <p>経理部は、令和7年5月20日の庶務主管課長会において指摘内容を局内周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p> <p>総務部は、契約を行う際に使用するチェックリストの項目に、モバイルルーターの需要を調査し使用状況を精査する旨を追加した。【2-ウ】</p> <p>総務部は、モバイルルーターの利用状況を鑑み、現在締結している3契約のうち、直近で契約期間が終了する2契約については契約を更新せず、調達台数を990台から460台に減少させることとし、調達台数の適正化を図った。【2-ウ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		エ	ウ	エ
		◎	○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要																								
55	教育庁	<p>(過払い給与返納金等の滞納整理事務について) 教職員の給与の過払い等に係る返納金について適正に債権管理を行うべきもの</p>	<p>人事部は、教職員給与システムによる給与等の支給、返納等の事務に関して、「教職員給与システムガイドブック」を定めて周知するなど、各学校への支援を行っている。各学校は、職員の給与等に過誤払いが発生した場合には、ガイドブックに従い、返納の請求や債権管理を行っている。</p> <p>ガイドブックでは、返納金を受領する際は「領収書」を交付し控えを保管すること、返還に応じない場合に意思決定をした上でガイドブックに定められた督促状の様式にて督促を行うこと、過払い給与等債権管理台帳に交渉経過等を時系列で継続的かつ適正に記録すること等が定められている。</p> <p>ところで、六郷工科高校及び南葛飾高校における債権管理状況を見たところ、文書による督促を行う際に意思決定を行っていないなどの適正でない事例が認められた。</p> <p>督促や債務者による一部納付により、時効が更新されるなど、滞納整理に係る事務には法的な効力を有するものもあるため、その意思決定を適正に行い、根拠書類を残し、債権管理台帳へ記録することは、適正に債権管理を行う上で必要である。</p> <p>学校は、教職員の給与の過払い等に係る返納金について適正に債権管理を行われたい。</p> <p>部は学校の債権管理について、適切に指導されたい。</p>	<p>六郷工科高校は、令和7年7月8日に意思決定を行い、ガイドブックに定められた督促状の様式にて、令和7年7月22日に、記録が残る郵便により該当者へ送付した。【1-エ】</p> <p>また、領収書を発行していなかった一部納付金について、領収書を発行し、令和7年9月5日に送付した。【1-エ】</p> <p>南葛飾高校は、債権管理台帳の記入漏れについて、記入がされていない期間のやり取りや書類等を前任や該当教員へ確認したうえで更新したほか、債権の一部について納付を受けたため、その旨を記録した。【1-エ】</p> <p>人事部は、令和7年9月4日開催の校長連絡会及び同月16日開催の経営企画課（室）長連絡会において、指摘の事例を踏まえて適切な債権管理を徹底するよう周知した。【2-エ】</p>																								
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">1</td> <td colspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>ア</td><td>イ</td><td>ウ</td><td>エ</td> <td>ア</td><td>イ</td><td>ウ</td><td>エ</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>◎</td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td>○</td> </tr> </table>	1				2				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			◎					○		
1				2																								
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ																					
		◎					○																					

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
56	教育庁	<p>(過払い給与返納金等の滞納整理事務について) ガイドブックの記載を見直すとともに給与返納事務を適切に行うべきもの</p>	<p>人事部は、教職員給与システムによる給与等の支給、返納等の事務に関して、「教職員給与システムガイドブック」を定めて周知するなど、各学校への支援を行っている。各学校は、職員の給与等に過誤払いが発生した場合には、ガイドブックに従い、返納の請求や債権管理を行っている。</p> <p>ガイドブックを確認したところ、督促状の送付について、「返還請求に応じない場合」の対応として記載されているが、「分割返納」の項目では記載されていないため、分割納付している場合は、督促状の送付は不要と誤認されるおそれがある。</p> <p>しかしながら、都の過払い給与等返納金債権については、地方自治法により、納入の通知をした際に示した納期限までに全額納付されない場合には督促しなければならないとされている。そのため、学校は、分割納付の約束や実行がされているか否かにかかわらず、当初に設定した納期限を超過したことをもって督促状を送付する必要がある。</p> <p>ところで、紅葉川高校の給与返納事務について見たところ、分割納付中の債務者に対して督促状の送付は不要と誤認し、送付していない事例が認められた。こうしたことから、部は、誤認が起こらないよう、ガイドブックの記載を見直す必要がある。</p> <p>学校は、給与返納事務を適切に行われたい。</p> <p>部は、ガイドブックの記載を見直すとともに、各学校に対し、適切な事務処理を行うよう指導されたい。</p>	<p>紅葉川高校は、令和7年8月14日に債務者に対し督促状を送付した。【1-エ】</p> <p>人事部は、ガイドブックについて、分割返納の場合であっても督促状の送付が必要である旨の記載を令和7年8月28日付けで追加し、令和7年8月28日付通知文により各学校等に周知した。【1-エ】</p> <p>また、人事部は、上記のとおりガイドブックの記載を見直して周知したほか、令和7年9月4日開催の校長連絡会及び同月16日開催の経営企画課（室）長連絡会において、指摘の事例を踏まえて適切な債権管理を徹底するよう周知した。【1-エ、2-ウ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		ウ	エ	
		◎		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約								講じた措置の概要		
			措置区分										
57	子供政策連携室	※「こどもスマイルムーブメント」ホームページの絞込検索機能について	企画調整部は、「こどもスマイルムーブメント」専用ホームページ内「参画企業・団体の活動レポートを探す」ページで参画企業等の活動レポートを検索し、表示できるようにしている。 この絞込検索を行うと、次の状況であることが認められた。 ア 企業等が他団体等とコラボレーションした活動レポートは合計3件が存在している。 しかし、「企業」を選択すると、1件存在するにもかかわらず表示されない。 また、「NPO/団体」を選択すると2件存在するにもかかわらず、1件のみが表示される。 イ 活動レポートの属性は、企業等が他団体等とコラボレーションした活動レポート、中学生リポーターが取材した活動レポート、企業等単独の活動レポートの3種類であるにもかかわらず、選択肢が2種類となっているため、企業等単独の活動レポートに絞り込むことはできない。 部は、「こどもスマイルムーブメント」ホームページの絞込検索機能について、より利用者が使いやすくなるよう検討し、対応することが望まれる。	1	2	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
		◎											

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
58	デジタルサービス局	※各報告書における事業の実施内容の表記について	<p>都及び一般財団法人 GovTech 東京（以下「財団」という。）は、DX 推進に向けた協働事業の実施に当たり基本協定を締結し、協働事業に係る費用の負担等について年度協定を締結している。これらの協定により、都は、財団から協働事業に係る実績報告書の提出を受けて、当該書類に基づき財団に対する負担金の支出金額を確定する。また、令和6年度一般財団法人 GovTech 東京補助金交付要綱により、都は、財団から財団の管理運営に係る費用及び財団が自立的に実施し都の施策とも合致する事業（以下「補助事業」という。）に係る実績報告書の提出を受けて、当該内容等に基づき財団に対する補助金の支出金額を確定する。したがって、協働事業と補助事業それぞれの実績報告書において、事業の実施内容として表記される事項は、別の実施内容である必要がある。</p> <p>しかしながら、それぞれの実績報告書に全く同一の表記があった。このような表記によって、当該事項が協働事業なのか補助事業なのかが不明瞭となっている。</p> <p>総務部は、実績報告書に財団の事業の実施内容を適切に表記するよう財団を指導することが望まれる。</p>	<p>本件は、負担金の対象となる協働事業と補助金の対象となる補助事業は異なるため、負担金の精算の根拠となる実績報告書と補助金の精算の根拠となる実績報告書に、同じ実施内容を記載することは望ましくないということを認識していなかったことから、生じたものである。</p> <p>このため、総務部は、令和7年7月14日に負担金・補助金報告書の是正に係る担当者会議を開催し、財団の報告書作成部署である経営管理本部経営管理グループに対し、協働事業と補助事業の違いを説明し、協働事業に係る報告書には基本協定に基づく事業に係る項目のみを記載し、補助事業に係る報告書には財団の管理運営等に係る項目のみを記載するよう指導を行った。</p> <p>また、総務部は、各実績報告書の作成に当たり、協働事業及び補助事業それぞれの事業を適切に表記するよう、令和7年10月7日付で財団に周知・指導した。【1-エ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
59	交通局	(資産の利活用に係る募集の状況について) ※駐車場の運営について	<p>資産運用部は、都内各地に点在する局有地について、一般財団法人東京都営交通協力会（以下「協力会」という。）に駐車場用途として貸し付け、賃貸料として駐車場収入の一定割合を得ている。</p> <p>そこで、協力会が管理する月極駐車場の利用状況を確認したところ、一部の駐車場で空きが生じており、駐車可能台数の半分以上が空いている駐車場もある状況が認められた。</p> <p>しかしながら、協力会のホームページでは、監査日現在、空き区画の有無を掲載しておらず、現在募集を行っているのかどうか不明確な状況となっている。</p> <p>部は、協力会に対して駐車場の利用率向上に向けホームページに駐車場の空き状況を掲載するよう指導することが望まれる。</p>	<p>これまで、協力会が利用希望者が最も目にすると思われる現地掲示を中心に空き情報の提供を行ってきたところだが、今回の意見を踏まえ、資産運用部は協力会と協議し、令和7年6月以降、協力会のホームページにおいて各駐車場の月末の空き状況について掲載した。今後は、駐車場の空き状況の掲載が適切に行われているか確認を行う。【1-エ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
60	交通局	<p>(資産の利活用に係る募集の状況について)</p> <p>(構内営業について)</p> <p>※専門店舗について</p>	<p>資産運用部は、駅構内に店舗や自動販売機などを設置し、構内営業料収入を得ている。構内営業については、一般財団法人東京都営交通協力会（以下「協力会」という。）が、部から行政財産の使用許可を得た上で、店舗の営業に関する業務を各出店者に委託する形としている。各出店者は、営業料を協力会に支払い、部はその一部を協力会から構内営業料として収入する。また、地下鉄駅構内で店舗営業をする際は、道路占用料の支払が生じるため、協力会は出店者から占用料相当額を受領し、道路管理者に支払っている。</p> <p>そこで、専門店舗の営業状況を確認したところ、店舗が設置されていない区画があるにもかかわらず、交通局ホームページの構内店舗案内からリンク付けされている協力会ホームページでは、「現在、出店の公募は行っていない」と掲載されている。</p> <p>このことについて、部は、協力会によるテナント誘致活動における事前交渉が整わない状況が続いているとしているが、その結果、店舗の閉店日から最大で3年以上の間、閉鎖された状態となっていることは望ましくない。また店舗の営業がなくとも道路管理者への道路占用料の支払は必要なため、閉店期間中は協力会にとって不経済な状況となっている。</p> <p>部は、空き店舗の状況をホームページで広く公表すること等による出店需要の発掘に努めるなど、閉店期間を最小限とするためのあらゆる取組を協力会と連携して進めることが望まれる。</p>	<p>閉店期間が長期になった要因は、出店ニーズが乏しい環境下にもかかわらず、協力会が事業者と事前協議を経て公募を行うテナント誘致手法のみを継続したことと考えている。</p> <p>資産運用部は、専門店舗に係る募集方法について協力会と協議し、協力会ホームページにおいて、空き店舗区画の一覧、各区画の面積や位置図等を記載した「空き店舗情報シート」を新たに掲載した。あわせて、各空き店舗区画の入口に「テナント募集」の貼り紙を掲出した。これにより、事業者側から協力会に出店に関する問合せが行える仕組みを構築した。【1-エ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
61	交通局	(資産の利活用に係る募集の状況について) (構内営業について) ※催事店舗について	<p>資産運用部は、駅構内に店舗や自動販売機などを設置し、構内営業料収入を得ている。構内営業については、一般財団法人東京都営交通協力会（以下「協力会」という。）が、部から行政財産の使用許可を得た上で、店舗の営業に関する業務を各出店者に委託する形としており、部と協力会が連携して事業を進めている。</p> <p>そこで、催事店舗の営業状況を確認したところ、出店のない期間が生じているが、交通局ホームページの構内店舗案内からリンク付けされている協力会ホームページでは、「現在、事業者を随時募集」と掲載されてはいるものの、そのリンク先では、「出店の公募は行っていない」と掲載されており、公募しているとは言えない状況であった。</p> <p>出店のない期間が生じていることは、収益が最大化できていないこととなる。また、出店予定表や出店者の紹介ページを作成しているものの、イメージ写真の掲載がない出店者が複数あり、十分な宣伝も行われていない。</p> <p>部は、協力会と連携して、分かりやすく効果的に催事店舗区画の出店者公募を実施する等、催事店舗用の区画の十分な活用を進めるべきである。</p> <p>部は、出店者の公募を工夫することにより、駅の賑わいを創出するとともに収益の確保を図っていくことが望まれる。</p>	<p>本件については、協力会がホームページの改修の際に、複数チェックが機能しなかったこと及び部が協力会ホームページの改修内容を確認していなかったことと考えている。</p> <p>そのため、資産運用部は、協力会と協議し、協力会ホームページにおいて、不要であったリンクを削除するとともに、常時「出店募集要項」と問合せ先電話番号を掲載した。あわせて、全ての出店者の商品のイメージ写真を掲載した。</p> <p>協力会がホームページの階層変更を伴う改修を行う際は、部が事前に確認する仕組みへと改め、令和7年8月28日開催の交通局と協力会との打合せで指示を行った。【1-エ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約								講じた措置の概要
			措置区分								
62	教育庁	※部活動に係る外部指導者への研修について	東京都教育委員会は、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を作成し、部活動において専門的な技術指導に加え大会引率等ができる外部指導者を積極的に配置し、教職員の負担軽減を踏まえた地域との協働体制を整備することとしている。 外部指導者については、指導部が学校の希望に基づいて決定している（以下「支援事業委嘱指導者」という。）ほか、都立学校教育部が配付し校長が編成する予算により学校が個別に外部指導者を委嘱している場合もあり（以下「学校委嘱指導者」という。）、学校によってはこれらが併存し、実技指導や事故対応等の職務について部活動顧問等と連携・協力しながら生徒を指導している。 ところで、指導部は、部活動の適切な運営及び事故の未然防止等を徹底する必要があることから、委託契約により外部指導者等用の研修動画を作成している。そのうえで、各学校の支援事業委嘱指導者に対して、30分程度、学校で研修動画による研修を受講するように求め、研修時間に対する報償費の支払を行うよう学校へ通知している。しかしながら、学校委嘱指導者に対しては、学校が個別に委嘱していることから、結果として同研修が行われていない状況が認められた。 動画は重大事故防止や健康面での留意事項など部活動の指導において基本的かつ重要な内容であることから、動画を活用し、学校委嘱指導者においても研修を受講させることが望ましい。 都立学校教育部及び指導部は、連携し、部活動の適切な運営及び事故の未然防止等を徹底するため、外部指導者の研修方法を検討することが望まれる。	都立学校教育部は、令和7年8月29日付通知文において、各都立学校に対して、指導部が支援事業委嘱指導者に受講させている動画研修について、学校委嘱指導者に受講させることや研修時間に対する報償費を支払うよう都立高校等に対して周知を行った。【1-エ】							
		1	2								
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
				◎							

〔令和6年度公営企業各会計決算審査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
63	下水道局	建設仮勘定を適正に計上すべきもの	<p>令和6年度末における建設仮勘定の内容を見たところ、平成26年度に廃止して固定資産台帳の除却処理を行っている汐留ポンプ所の整備工事（構造物撤去工、建築物解体工等）等の費用が計上されていた。</p> <p>このことについて、局は、汐留ポンプ所の機能を移転させる勝どきポンプ所を現在建設中のため、当該費用は勝どきポンプ所完成時に勝どきポンプ所資産として計上するとしている。</p> <p>しかしながら、「地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針」において、資産とは、それにより地方公営企業のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものと定められており、汐留ポンプ所の整備に要した費用は、勝どきポンプ所のサービス提供能力とは結び付かず、新施設の資産価値を上げる性質ではない。</p> <p>このことから、当該費用はその都度固定資産除却費として計上すべきであり、勝どきポンプ所資産として計上することは資産を過大に計上することとなり適正でない。</p> <p>この結果、建設仮勘定が12億7,510万8,013円過大に計上されている。</p> <p>局は、建設仮勘定の計上を適正に行われたい。</p>	<p>誤りの発生原因是、旧施設の撤去工事費用を新施設の資産に該当するものと解釈したことによるものである。</p> <p>経理部が令和7年7月に関係所管に照会し、建設仮勘定全件における類似案件の有無について点検を行った上で、汐留ポンプ所その他1施設の整備に関する建設仮勘定について、同年9月2日に建設仮勘定の除却処理を行い、令和7年度の固定資産除却費として計上した。あわせて、令和7年度執行予定分についても精査し、発見された類似案件（2施設）についても、固定資産除却費として計上する予定である。【1ーウ】</p> <p>部は、本指摘を踏まえ、指摘内容と適正な執行科目について、令和7年8月22日付通知文により局内周知を行い、今後の事務処理の適正化を図った。【2ーエ】</p>
		1	2	
		ア	イ	ウ
		エ	ア	イ
		ウ	イ	エ
		◎		○

【令和6年度各会計歳入歳出決算審査】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約								講じた措置の概要
			措置区分								
64	総務局	債権が過大計上となっているもの	債権 246万5,000円(小笠原諸島生活再建資金貸付金)が過大に計上されている。								令和7年10月24日に、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】 誤りの発生原因は、債権増減異動通知書上の現在高と、債権管理台帳上の残高との突合が不十分であったことにある。 小笠原支庁及び行政部においては、貸付金に係る事務手続に関し、債権増減異動通知書と債権管理台帳の残高が一致することの確認を徹底するよう申し合わせを行った。 また、総務部においては、令和7年10月2日付通知文により、公有財産増減異動通知書等の提出に係る局内の依頼文において、記載誤り等がないよう、注意事項として明記するとともに、メール文においても監査指摘事例の紹介を行い、局内の再発防止に向け、周知徹底を図った。【2-ウ、2-エ】
	1	2									
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
		◎				○	○				
65	デジタルサービス局	出資による権利が登載漏れとなっているもの	出資による権利 790億円(一般財団法人 GovTech 東京出えん金(つながるキャンペーン))が登載漏れとなっている。								登載漏れとなっていた出資による権利について、令和7年4月1日付けで財産情報システムに登録した。【1-ウ】 誤りの発生原因は、東京都公有財産規則等の各規定の理解不足及び財産情報システムへの登録に関するチェックが不十分であったためである。 局は、令和7年10月24日付で、公有財産台帳の整備を適切に行いうよう、公有財産に関する理解促進のための資料を添付し、局内各部宛て周知した。また、公有財産の取得や異動等が発生する場合は、起案文書の協議欄に総務部を明記するよう局内各部宛て周知することで、チェック体制を整えた。【2-ウ、2-エ】
	1	2									
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
		○				○	○				

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
66	生活文化局	債権が過大計上となっているもの	債権 20 円（事務室の賃借に関する敷金）が過大に計上されている。	<p>会計管理局と対処方法を相談し、令和7年10月29日、令和7年度上半期の債権増減異動通知書に関する報告時に金額の訂正を行った。 【1-ウ】 令和6年度中に追加で預け入れた旅券課の事務室の新宿第一生命ビルディングの敷金の額について、増減異動通知書に誤った額を記載し、債権を過大に計上してしまった。通知書作成時に所管部が誤った数値を記載したこと、総務部でのチェック時に誤記入に気づけなかつたことが原因である。 また今後、以下の再発防止策に取り組んでいく。 総務部は、各部に対し、債権増減異動通知書を依頼する際、最新の契約書や支出時の帳票等の根拠資料と合わせ、チェックリストを添付し、金額の確認を徹底するよう3月、9月に周知する。 【2-ウ】 各部は、債権増減異動通知書を提出する際、複数チェックにより、報告事項の有無や金額の確認を徹底するよう部内に周知する。 4月、10月に局内で回答をとりまとめる際には、総務部管財担当と計理担当で情報共有を行い、各担当が所管するデータと突き合わせて、部から提出された債権増減異動通知書の内容を確認する。 【2-ウ】 また、6月に貸借対照表が初回配信された際には、再度ミスがないか確認を徹底する。</p>
		1	2	
	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ		
		◎		○
67	福祉局	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの	(款) 諸収入(項) 雜入(目) 契約違約金において、調定額及び収入未済額が各32万9,327円過小に計上されている。	<p>総務部は、当該債権については、令和7年7月25日付7福祉総総第496号に基づき、速やかに再調定を行った。 【1-ウ】 本件の誤りの発生原因是組織改正に伴う移行処理が会計管理局で漏れしており、やむを得ず局で収入未済の処理をしなければいけなかつたところその処理の案内も不十分であったことが主たる原因である。 局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する、参考すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月25日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。 【2-エ】</p>
		1	2	
	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ		
		◎		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
68	産業労働局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	一般会計(款)諸収入(項)雑入(目)庁舎管理費等収入において、調定額及び収入未済額が各6円過大に計上されている。	令和7年5月19日付けで財務会計システムにおいて修正済である。【1-ウ】 誤りの発生原因は、調定及び納入通知書の発行時のチェックが不足していたためである。 当該指摘事例や経理事務等の留意点について、令和7年9月1日付通知文により再発防止のための局内周知を行った。【2-エ】
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		○		○
69	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの	出資による権利 11億5,467万5,000円((公財)東京都環境公社出えん金(スマートエネルギーネットワーク構築事業基金))が過大に登載されている。	令和7年8月4日に公有財産台帳の修正を実施済みである。【1-ウ】 誤りの発生原因は、出資による権利について財産登録が必要であるとの認識が不足していたためである。 局は当該指摘事例や経理事務等の留意点について、令和7年9月1日付通知文により再発防止のための局内周知を行った。産業・エネルギー政策部においても部内及び(公財)東京都環境公社に周知した。【2-エ】 今後は、財産の処理期間の認識を徹底し、適切に処理が行われるよう再発防止に努める。
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		○		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
70	産業労働局	出資による権利が登載漏れとなっているもの	出資による権利 1 億円 ((公財) 東京しごと財団出えん金 (プラチナ・キャリアセンター事業)) が登載漏れとなっている。	<p>就業推進課は、登載漏れであった出資による権利 1 億円について、令和 7 年 7 月 7 日に登録を行った。【 1-ウ 】</p> <p>誤りの発生原因は、出資による権利について財産登録が必要であるとの認識が不足していたためである。</p> <p>上記認識について令和 7 年 9 月 1 日付通知文により課内関係者に周知徹底した。</p> <p>また、本事案を踏まえ、事務処理手続を見直し、その見直し内容を含め、課内関係者に周知徹底するとともに、複数チェック機能を強化する。</p> <p>さらに、局は当該指摘事例や経理事務等の留意点について、令和 7 年 9 月 1 日付通知文により再発防止のための局内周知を行った。【 2-エ 】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		○		○
71	建設局	物品が過大登載となっているもの	物品 36 点 (X 線画像処理システムほか 35 点) が過大に登載されている。	<p>本件は、部が指定管理者 (東京動物園協会等) から過年度に報告を受けていたにもかかわらず、システム処理を行わなかったことによるものである。</p> <p>部は、財務会計システムに登載されている全ての重要物品の管理状況を調査し、調査により過大登載が判明した 36 点について削除処理を行った。【 1-ウ 】</p> <p>また、新たな重要物品の廃棄等の状況を確実に把握するため、今後は、毎年度末に、年度内に生じた供用備品の全ての異動状況について、供用備品台帳及び財務会計システムにおける登録情報の照合を行うよう、令和 7 年 9 月 19 日に事務処理ルールを改善した。【 2-ウ 】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		○		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
				措置区分					
			建物 74.63 m ² (有明親水海浜公園西入江倉庫ほか1件) が過大に登載されている。	<p>臨海開発部は、過大に登載されていた建物の面積について、令和7年8月6日に財産情報システムの訂正処理を行った。【1-ウ】</p> <p>誤りの発生原因は、海上公園の開園に向けた財産登録の手続について引継書が十分に整理されておらず、異動直後に担当した職員が誤った処理を行ってしまったためである。</p> <p>そのため部は、引継日から開園日までの財産登録のフローを示したチェック表を作成した。これに基づき正副担当者による複数チェックを行うとともに、起案時にはチェック表と、システムに登録した内容の打ち出しの両方を添付することにより、決裁の関与者等もチェックができるようにした。</p> <p>さらに、部は、海上公園の財産登録に関するマニュアルを作成し共有することにより、より適正に財産登録ができる体制を整えた。【2-ウ】</p> <p>また、局は、令和7年8月21日実施の監査結果説明会において、各部・所の経理担当者に対し、当該指摘事例等について周知した。【2-エ】</p>					
72	港湾局	建物が過大登載となっているもの							
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
			◎				○	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
				措置区分
73	港湾局	建物が登載漏れとなっているもの	建物 315.11 m ² (岡田港日除・雨除施設) が登載漏れとなっている。	<p>離島港湾部は、登載漏れとなっていた建物の延床面積について、令和7年7月31日に、財産情報システムの訂正処理を行った。</p> <p>【1-ウ】 本指摘は、過去の増築情報の登録漏れによるものである。誤りの発生原因は、財産登録時に過去の増築情報など既に登録されている内容のチェック体制が整っていなかったことである。</p> <p>そのため、部は、財産登録の起案時、登録済の情報についてもしゅん功図等の根拠資料と突合させ、誤りがないか正副担当者で再度確認を行うこととし、令和7年8月6日開催の部内財産担当者会議において、上記のチェック体制について周知した。【2-ウ】</p> <p>さらに、局は、令和7年8月21日実施の監査結果説明会において、各部・所の経理担当者に対し、当該指摘事例等について周知した。【2-エ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		○	○	○ ○
74	教育庁	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	(款) 諸収入(項) 雜入(目) 雜入において、調定額及び収入未済額が各16万1,989円過大に計上されている。	<p>過大に計上されていた調定額及び収入未済額各16万1,989円については、令和7年6月13日に、財務会計システムにより更正処理を行った。</p> <p>【1-ウ】 また、再発防止のため、以下の3点を実施する。</p> <p>① 給与担当者は、会計管理局の実施する会計実務研修等を受講し、根拠に基づく正しい処理方法を身に付けることで、誤処理を防止する。</p> <p>② 給与担当者は、財務会計システムにおいて調定登録を行う前に、「歳入予算執行状況一覧」から収入未済繰越の状況、繰越額及びその内訳を確認することで、二重の調定登録処理の防止につなげる。</p> <p>③ 給与担当者は、財務会計システムにおいて調定登録を行った後に、出力される「調定登録確認書」及び「歳入予算執行状況一覧」を複数名で確認し、二重に調定登録が行われていないか確認することで再発防止に努める。</p> <p>なお、以上のことについて、年度末において、確実に引継ぎを行うこととした。【2-ウ】</p>
		1	2	
		ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	
		○	○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
75	警視庁	収入未済額が過大計上となっているもの	(款) 諸収入(項) 延滞金及加算金(目) 放置違反金において、収入未済額が8,421円過大に計上されている。	<p>過大に計上されていた収入未済額8,421円について、令和7年5月19日に更正処理を行った。【1-ウ】</p> <p>誤りの発生原因は、自己破産の配当による分納という特異な事案が発生した際、違反金管理係と滞納処分係の情報共有不足により、放置違反金システムの催告停止を解除して、全額の納付書を再度発行し、二重払いとなつたため、過払登録を行つた結果、収入未済が発生したことである。</p> <p>そのため、交通部駐車対策課は、債務者が破産した際の債権処理を適正に行うためのフローチャートを作成して係間の連携を徹底するとともに、同様の事例が発生した場合、放置違反金システムの催告停止を解除し、全額の納付書を発行できないように改修を行つた。【2-ウ】</p> <p>また、交通部駐車対策課は、令和7年8月19日に、担当者連絡会議を開催し、今後破産者の債権処理についてはフローチャートを用いて十分に確認を行うように周知させるとともに、係間の情報共有の徹底を指示した。【2-エ】</p>					
		1	2						
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎				○	○

令和 7 年度
登録 第 7 号

令和 7 年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第 2 回）

令和 7 年 1 月 2 日発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課

新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電 話 03 (5321) 1111 (代表)

都庁内線 55-531

03 (5320) 7017 (直通)

U R L <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

印 刷 株式会社 三州社

電 話 03 (3433) 1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています

